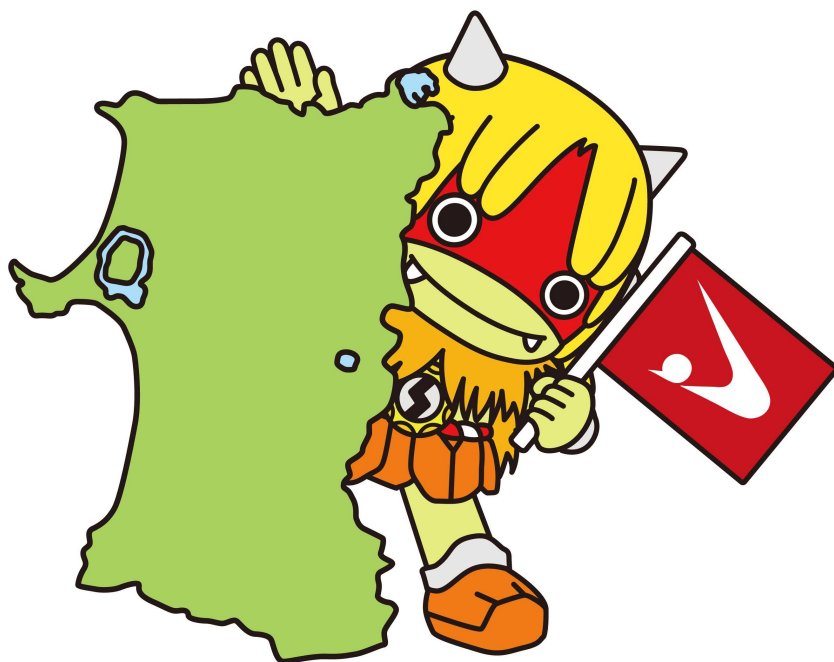


秋田県困難な問題を抱える 女性への支援等に関する基本計画



©2015 秋田県だッチ

令和7年3月

秋 田 県

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1	趣 旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画推進にあたっての基本姿勢	1
5	計画の特色	2
6	計画推進にあたっての役割分担	2
7	計画の進行管理	3

第 2 章 現状と課題

1	現在の県取組	4
2	女性相談等の状況	7
3	アンケート調査の結果	14
4	成果と課題	30

第 3 章 基本目標等

1	基本目標と施策	34
2	数値目標	35

第 4 章 基本目標別施策

基本目標Ⅰ	教育及び周知啓発の推進	36
基本目標Ⅱ	相談・保護体制の充実	38
基本目標Ⅲ	自立支援の強化	45
基本目標Ⅳ	関係機関の連携強化と支援者の専門性向上	48

【用語解説】	51
--------	----

【資料編】

1	基本計画に関する策定委員会設置要綱	54
2	基本計画に関する策定委員会委員名簿	56
3	相談・通報先一覧	57
4	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	59
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
6	秋田県男女共同参画推進条例	88

第1章 計画策定の趣旨

1 趣旨

旧来、女性に対する福祉施策は、売春防止法（昭和31年法律第118号）における、主に売春をする恐れのある女性の「保護・更生」という枠組みが中心となっていました。

しかし、時代の流れに伴う社会経済状況や家族関係、婚姻意識等の変化により、生活困窮、家庭環境、人身取引、ストーカー等、様々な面において女性の抱える問題が多様化・複雑化し、支援のニーズも変化する中であっても、そのような枠組みが抜本的に見直されることはなく、女性に対する支援の制度的な限界が指摘される状況にありました。

これに対応するため、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下、「困難女性支援法」という。）」が施行され、女性に対する福祉施策について、旧来の枠組みを脱却し、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性に対し、自立した暮らしの実現を主眼として、各種行政機関に加え民間団体等を含む関係機関が緊密に連携しながら福祉の増進を図り支援を推進することが初めて制度化されました。

また、その一方で、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）について、これを防止し被害者を保護するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が制定されておりますが、その中において、DV被害者は多くの場合女性であり、女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていることがうたわれております。

この法律に基づき、具体的取組を進めていくため、県では、平成17年度に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以来、令和元年度の「第5期基本計画」に至るまで、DVを許さない社会の形成に向け関係機関との連携を図りながら施策を推進してきました。

これらのことを踏まえ、本県では、この度、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性の支援を行い、人権の擁護と男女平等の実現を図るとともに、関係機関の支援体制の強化や民間団体等との連携に力を入れ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に展開していくため、「秋田県困難な問題を抱

える女性への支援等に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、困難女性支援法第8条及び配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の示す「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「困難女性支援基本方針」という。）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「配偶者暴力防止基本方針」という。）」に即した、県における困難な問題を抱える女性への支援等のための施策の実施に関する基本計画として策定するものです。

なお、上記のとおり、DV被害者は女性の方が多くなっておりますが、令和5年度の内閣府の調査によると、配偶者からのDVを受けた経験のある割合は、女性が約4人に1人、男性は約5人に1人となっており、DV被害者は性別を問わず存在します。

本県でも、男性のDV被害者に対する支援も重要であると考えていることから、DV被害者については、性別を問わず支援の対象とします。（以下、女性のDV被害者を含む困難な問題を抱える女性及び、男性のDV被害者を総称する場合は「困難な問題を抱える女性等」という。）

特に、女性のDV被害と男性のDV被害では、その背景や課題等が大きく異なる場合が多いと考えられることから、計画の推進に当たっては、画一的な考え方にとられることなく、DVの内容や性質に応じた適切な施策を実施していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、法や国の基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

4 計画推進にあたっての基本姿勢

困難な問題を抱える女性等に対する支援を広い範囲で効果的に進めていくため、地域における支援の充実や民間団体等との連携を図るほか、困難な問題を抱える女性等に関する広報・普及啓発に力を入れていきます。

また、効率的に施策を推進していくため、制度の弾力的な運用や創意工夫に最大限取り組んでいきます。

5 計画の特色

本計画では、複雑化・多様化した困難な問題を抱える女性や、DV被害者に対して、その状況に応じたきめ細かな対応を行うために、アンケート調査の実施等により広く現状と課題を捉え、新たな施策を盛り込むとともに、既存の施策についてもその内容を見直し、より広く柔軟な支援を実施するものとしています。

6 計画推進にあたっての役割分担

県は、本計画に沿って施策を実施しますが、市町村は、住民に最も身近な自治体として、支援の始まりとなる相談機能を果たしながら、幅広い部署による主体的な支援を担うこととなります。

また、民間団体には、その特色である柔軟性や、活動の中で蓄積された知見や経験等を活かし、行政機関との連携の中で、相互に補完しあいながら支援を実施していくことを求めるものです。

ほか、県民及び職務関係者には、計画の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性及びDV被害に関する関心と理解を深めながら、行政との連携による取組を期待します。

7 計画の進行管理

県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条に基づく支援調整会議及び配偶者暴力防止法第5条の2に基づく関係機関等により構成される協議会（以下、「支援調整会議」という。）を兼ねて設置し、本計画の進捗状況や取組状況について検討し、計画の進行管理に努めます。

第2章 現状と課題

1 現在の県の実施

- 国においては、平成13年4月に配偶者暴力防止法を制定し、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを規定するとともに、国及び地方公共団体は、DVを防止し、被害者を保護する責務を有することが明記されました。
- また、令和6年4月に制定された困難女性支援法により、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、国及び地方公共団体は、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めながら、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有するものと規定されました。

【配偶者暴力相談支援センターの設置】

- 平成14年4月に女性相談所（現・女性相談支援センター）及び各地域振興局（8か所）、中央男女共同参画センターの計10か所を配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）として指定し、DV被害者の発見、相談、保護、自立支援等を行ってきました。
（なお、県福祉事務所の再編に伴い、DV相談支援センターは現在、女性相談支援センター、県福祉事務所4か所、中央男女共同参画センターの計6か所となっています。）

【子ども・女性・障害者相談センターの開所】

- 本県では、中央児童相談所、女性相談支援センター（旧女性相談所）、福祉相談センター、精神保健福祉センターの4つの相談機関を移転・統合した施設を、令和5年4月に「秋田県子ども・女性・障害者相談センター」として開所しました。
これにより、それぞれの相談機関の専門性を保ちながら、4つの機関が一体化したメリットを活かして、各機関がより緊密な連携のもとで対応することが可能となりました。
女性支援についても、児童の養育や障害等に関する複雑で多様な問題を抱える女性に対して、より柔軟で的確な支援を行える体制となっています。

【発見・相談・保護・自立支援に向けた取組】

- 女性相談支援センターに、心理担当職員や電話相談員、専任保育士等を配置し、支援体制の充実を図るとともに、各DV相談支援センターにも逐次、女性相談員を配置したほか、前記のとおり子ども・女性・障害者相談センターを開所するなど、県における女性相談の機能強化に努めてきました。

平成14年度	・女性相談所、秋田、鷹巣阿仁、平鹿福祉環境部に女性相談員を継続して配置 ・心理担当職員の配置 ・夜間・休日の電話相談員の配置
平成15年度	・一時保護所専任保育士の配置
平成16年度	・大館、由利、仙北各福祉環境部に女性相談員を配置
平成17年度	・心理担当職員の増員
平成18年度	・山本福祉環境部に女性相談員を配置
平成22年度	・一時保護所専任看護師の配置
令和5年度	・子ども・女性・障害者相談センターの開所

【「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定】

- 本県においては、平成13年4月に策定した「秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）」を制定し、男女間の暴力の防止に関する取組に努めることを明記しました。
- 平成16年12月に配偶者暴力防止法が改正され、都道府県基本計画の策定が義務づけられたことから、本県では、DV被害者の保護と自立支援等に関する施策を総合的に推進し、被害者が自立して安定した生活ができるよう支援するとともに、人権の擁護に関する意識を社会に浸透させ、DVを許さない社会を築くことを目的として、平成18年3月に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する基本計画」を策定し、計画終了となる平成21年3月に「第2期基本計画」を、平成24年3月に「第3期基本計画」を、平成27年3月に「第4期基本計画」を、令和2年3月に「第5期基本計画」を策定しました。
- これらの計画に基づき、様々な啓発活動を展開するとともに、DV相談支援センターにおける相談活動の充実及び関係機関との連携強化など、暴力の防止から相談・保護、自立に向けた多様な取組を行ってきました。

＜第5期配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する基本計画における主な取組例＞

「許さない。DV」キャンペーン	DV防止啓発リーフレット等の作成及び街頭キャンペーン等を実施
出張心理相談事業	心理担当職員による相談を実施
女性ダイヤル相談	フリーダイヤルによる電話相談を実施(0120-783-251)
電話相談員の配置	休日及び平日夜間の電話相談を実施 平日夜間(17:00～21:00) 土・日・祝日(9:00～18:00) ※12/29～1/3を除く
若年層への普及啓発	高校生等へのリーフレット配布や教職員に対する研修等により、若年層に対してデートDVを中心とした普及啓発を実施
配偶者暴力相談支援ネットワーク事業	各地域において関係機関との連携強化のため、学習会、事例検討、情報交換等を実施
DV対策会議	配偶者暴力防止法や基本計画に基づくDVの防止、被害者の保護、自立支援等に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、全県レベルの会議を開催
DV被害者一時保護委託事業	県内にある社会福祉施設等（8か所）と委託契約し、被害者を緊急かつ安全に保護
相談担当者専門研修	医療機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、民間相談機関、行政機関等の相談担当職員の資質向上を図るため研修会を実施
市町村担当者研修	市町村の相談担当者がDVの特性等に関する理解を深め、被害者に対する適切な情報提供や支援ができるよう研修会を実施
ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関の研修を活用し、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける場を設定

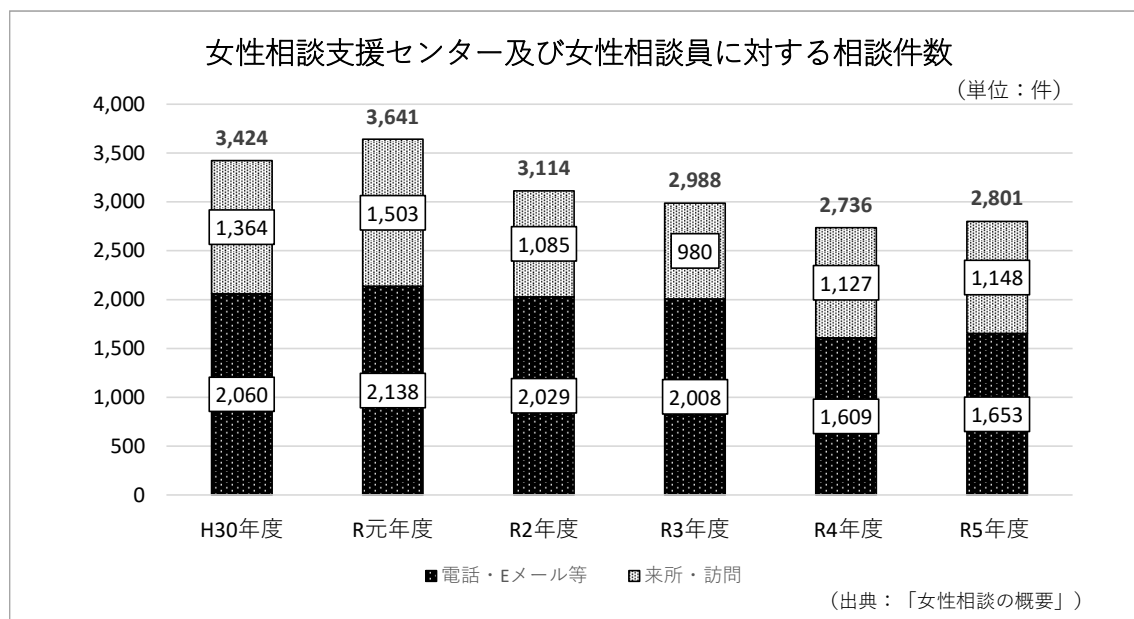
2 女性相談等の状況

【相談件数に関する推移・内訳等】

- 女性相談は、女性相談支援センター及び女性相談員（各地域振興局及び秋田市に配置）を中心に実施しています。

令和5年度の相談件数は2,801件で、6年間でおよそ5分の4となっており、減少傾向にあります。令和4年度から令和5年度にかけてはおおむね横ばいとなっています。

また、比率は毎年度異なるものの、来所・訪問での相談よりも電話・Eメール等での相談の方が一貫して多くなっています。



- 配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、日本語を十分に話せない方からの相談は、令和4年度及び令和5年度にはありませんでしたが、年度によって数件から20件以上の数が寄せられています。増減については、はっきりとした傾向はありません。

配偶者暴力相談支援センターにおける、日本語を十分に話せない方からの相談件数

(単位：件)

年度	相談件数	言語の内訳							
		英語	タイ語	タガログ語	中国語	インドネシア語	ビコール語	ウラケ語	ネパール語
平成26年度	7	6		1					
平成27年度	6			6					
平成28年度	4	1				3			
平成29年度	14	1		10	2		1		
平成30年度	8			5	3				
令和元年度	23			6	2			15	
令和2年度	3			1	1				1
令和3年度	1		1						
令和4年度	0								
令和5年度	0								

(出典：「女性相談の概要（配偶者暴力相談支援センター受付分）」)

- 配偶者暴力相談センターにおける相談件数のうち、障害のある方からの相談は、例年おおむね十数件から数十件程度で推移しており、増減については、はっきりとした傾向はありません。

また、障害の内訳では、ほとんどが知的・精神障害となっています。

配偶者暴力相談支援センターにおける、障害のある方からの相談件数									
(単位：件)									
年 度	相談件数	障害の内訳							
		知的・ 精神障害	小 計	身体障害					その他の 障害
				視覚障害	聴覚・平衡 機能の障害	音声・言語 等・そしゃく 機能の障害	肢体 不自由	その他の 身体障害	
平成26年度	22	22							
平成27年度	36	34	2		2				
平成28年度	30	28	2				1	1	
平成29年度	13	13							
平成30年度	26	25	1				1		
令和元年度	44	43	1				1		
令和2年度	25	24							1
令和3年度	234	234							
令和4年度	36	34	1				1		1
令和5年度	23	23							

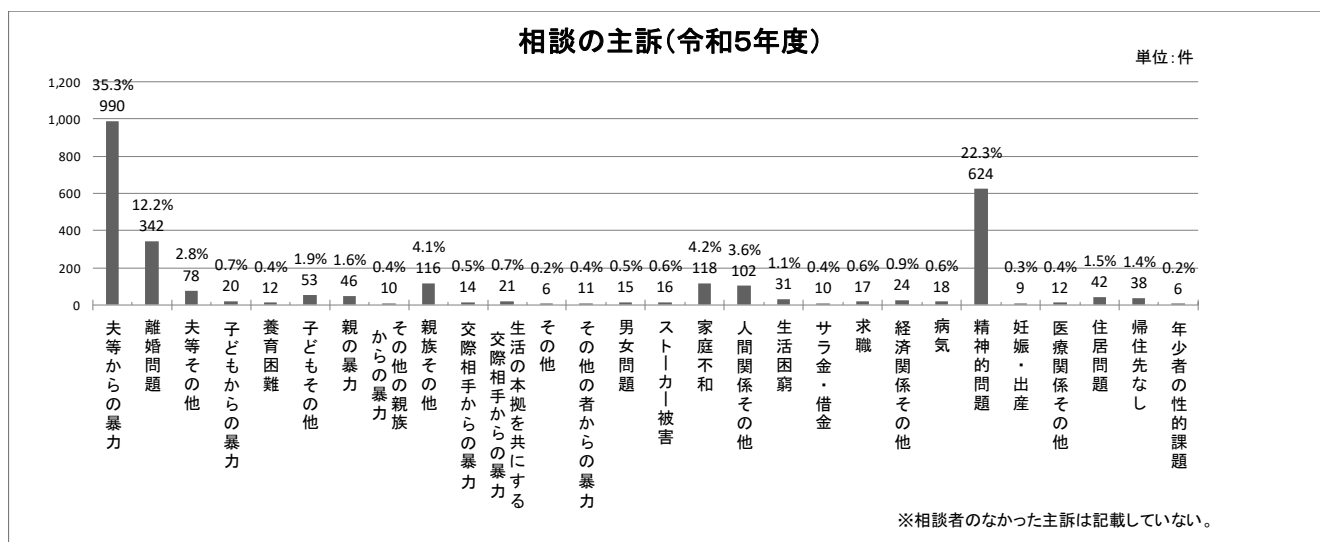
※平成27年度は、男性からの相談1件を含む。
 ※令和3年度は、同一人物からの相談が非常に多く寄せられたため、突出して相談件数が多くなっている。
 (出典：「女性相談の概要（配偶者暴力相談支援センター受付分）」)

- 令和5年度の女性相談支援センター及び女性相談員に対する相談における主訴については、夫等からの暴力が最も多く990件で、割合では35%以上を占めています。次いで、精神的な問題（約22%）、離婚問題（約12%）と続きます。その他の主訴は、1%以下から5%未満の間で幅広く分布しています。

相談の主訴（令和5年度）																			
人 間 関 係																			
夫 等				子 ども			親 族			交 際 相 手				そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー リ ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	人 間 関 係 そ の 他	
夫 等 か ら の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱	離 婚 問 題	夫 等 そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	子 ど も そ の 他	親 の 暴 力	か そ の 他 の 暴 力	親 族 そ の 他	暴 行 か ら の 力	交 際 相 手 か ら の 力	か 共 生 に 活 か す の 交 際 相 手 か ら の 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 力	そ の 他					
件数	990	0	342	78	20	12	53	46	10	116	14	21	0	6	11	15	16	118	102
割合	35.3%	0.0%	12.2%	2.8%	0.7%	0.4%	1.9%	1.6%	0.4%	4.1%	0.5%	0.7%	0.0%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%	4.2%	3.6%

経 済 関 係				医 療 関 係				住 居 問 題	帰 住 先 な し	年 少 者 の 性 的 課 題	売 春 強 要	支 暴 力 配 関 係 者 等 に よ る	5 売 春 条 防 違 止 反 法	人 身 取 引	計
生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	経 済 関 係 そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	医 療 関 係 そ の 他								
件数	31	10	17	24	18	624	9	12	42	38	6	0	0	0	2,801
割合	1.1%	0.4%	0.6%	0.9%	0.6%	22.3%	0.3%	0.4%	1.5%	1.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	

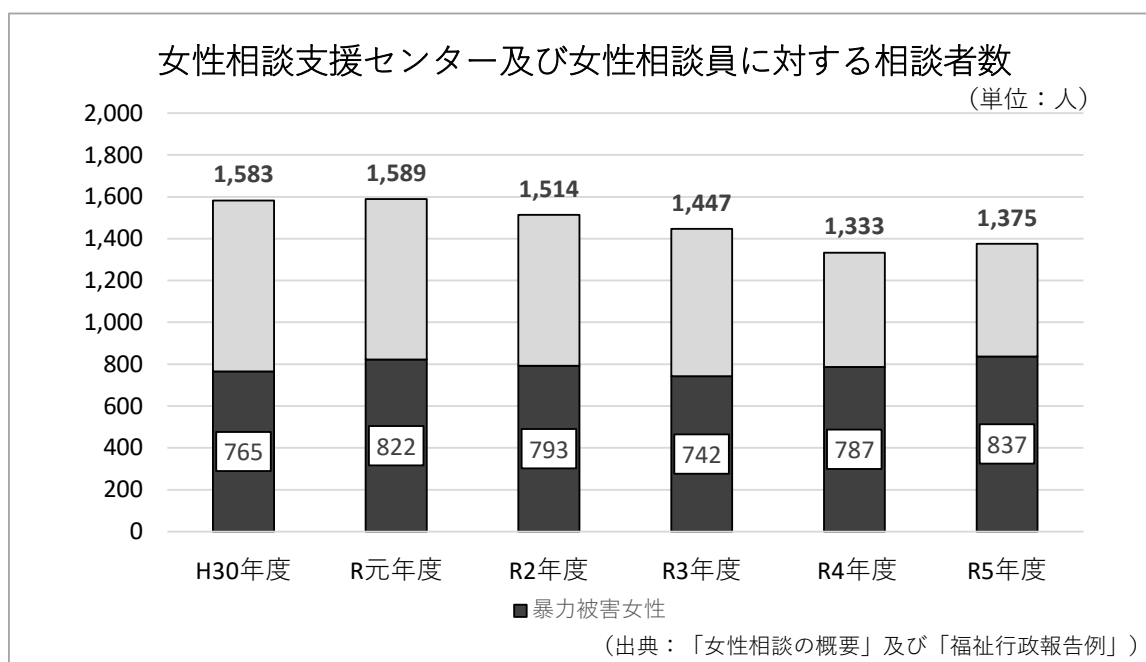
(出典：「女性相談の概要」)



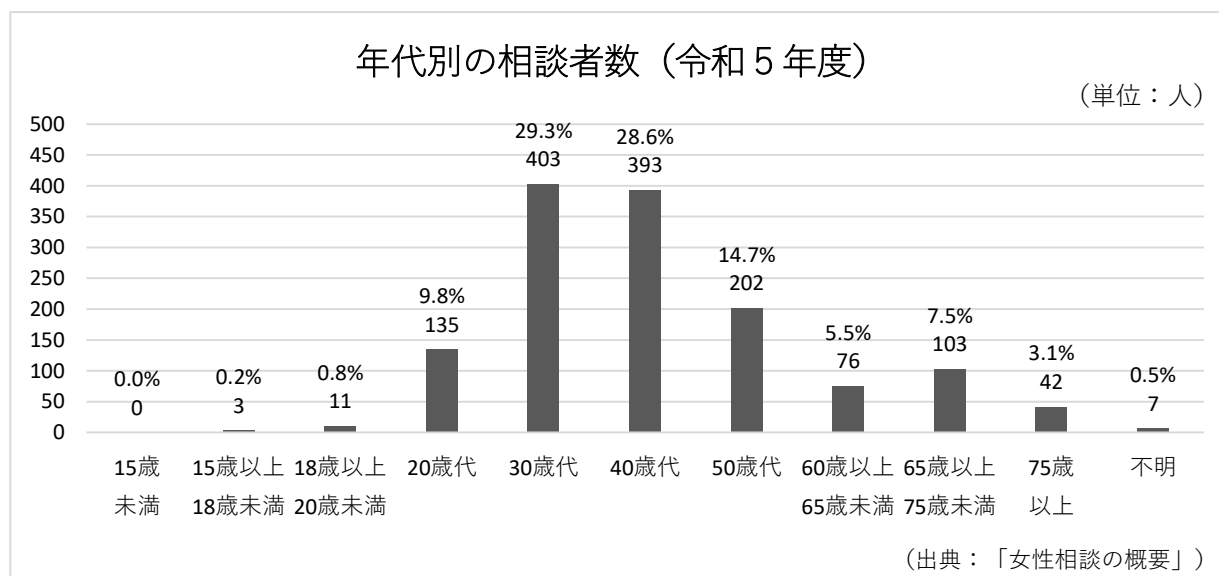
【相談者に関する推移・内訳等】

- 女性相談支援センター及び女性相談員に対する相談を相談者（実人員数）単位で見ただけの場合、近年はやや減少傾向にあります。

一方で、その中の暴力被害女性の人数は横ばいであり、全体に占める割合としては増加傾向にあります。



- 令和５年度の相談者の年齢は、３０歳代が最も多く、４０３人となっています。これが全体の約３割を占めているほか、４０歳代もこれとほぼ同数となっています。
- また、６５歳以上の高齢者が全体の１割以上を占めています。



【DV対応、保護命令、一時保護に関する状況】

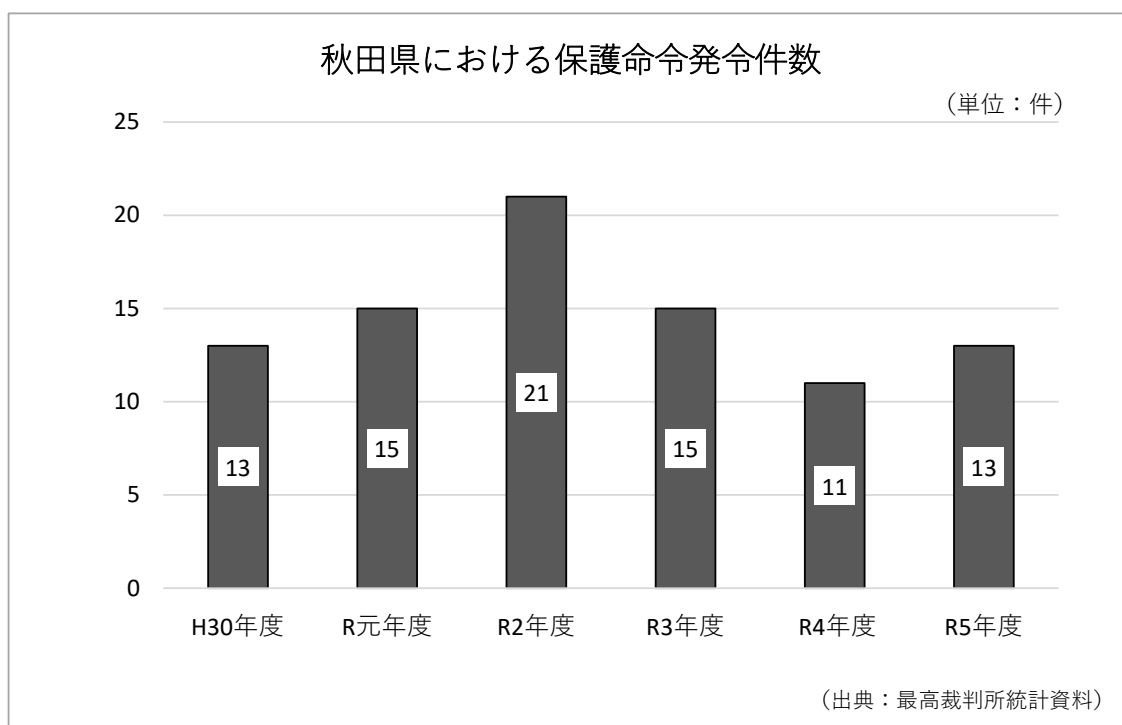
- 近年の、配偶者暴力防止法に基づく対応件数のうち、DVを受けている者を発見した者からの通報は、令和５年度は２４件となっており令和４年度から１６件減少していますが、平成３０年度以降の増減としては、はっきりとした傾向はありません。
- また、保護命令の申立に伴い裁判所から書面の提出を求められ提出した件数は、令和５年度は５件となっており、令和４年度から２件増加しています。
- なお、保護命令申立に伴う提出書面に関する裁判所への更なる説明を求められた事例は、近年はありません。

配偶者暴力防止法に基づく対応件数

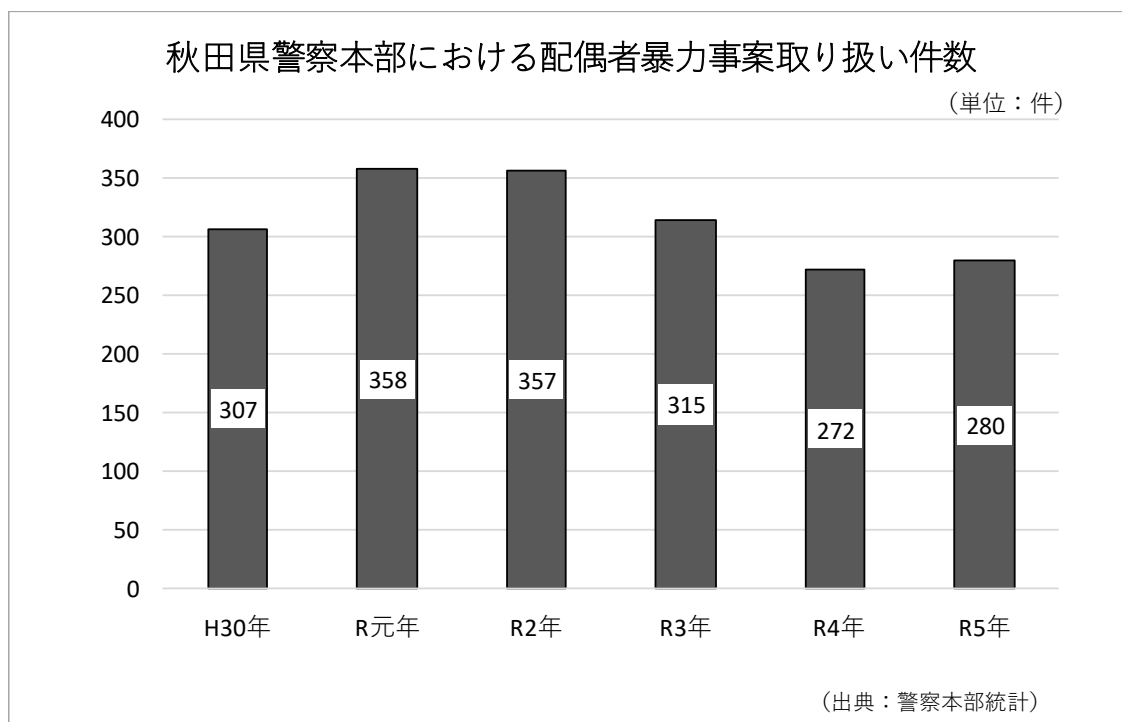
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発見者からの通報 （法第6条）	26	41	41	32	40	24
裁判所への書面提出 （法第14条第2項）	7	6	6	3	3	5
更なる裁判所への説明 （法第14条第3項）	0	0	0	0	0	0

（出典：「女性相談の概要」）

- 保護命令の発令件数は、令和５年度は１３件で、令和４年度から２件増加しています。近年は、令和２年度を除き、１１件から１５件の間で推移しています。

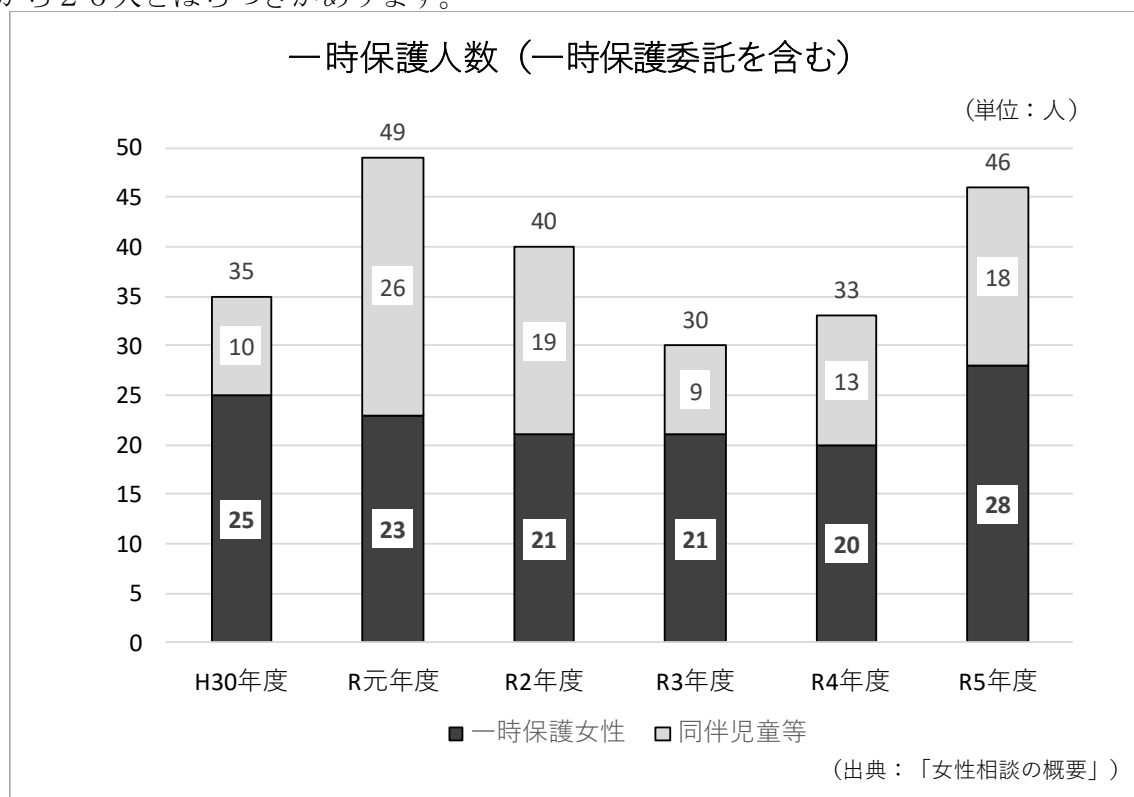


- 配偶者暴力事案について秋田県警察本部が取り扱った件数については、令和５年は２８０件となっており、令和４年に比べて８件の増加となっていますが、近年の傾向としては、令和元年の３５８件をピークとして減少傾向にあります。



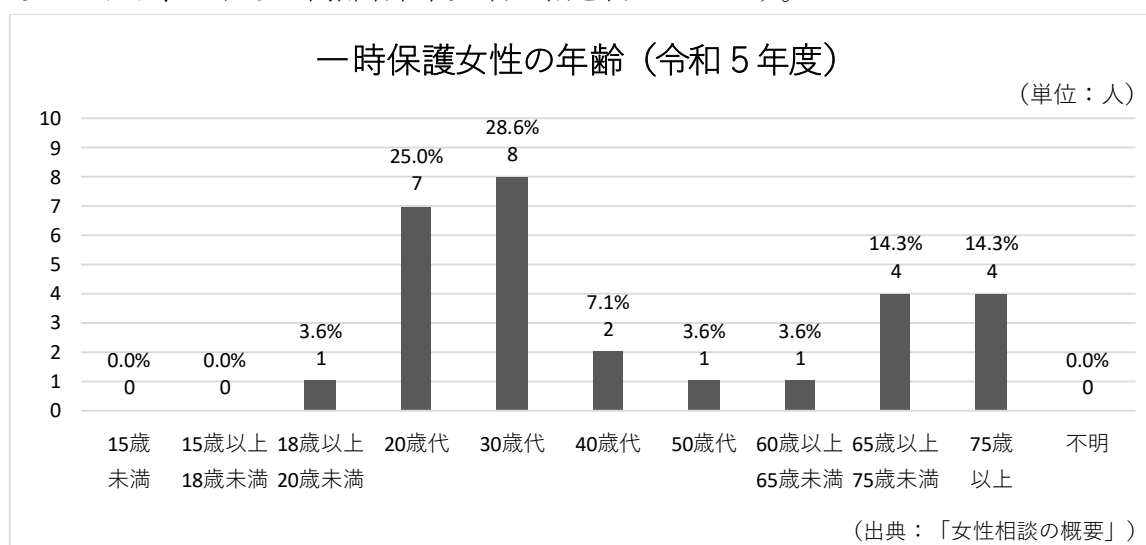
- 女性相談支援センターや一時保護委託施設で一時保護された女性は、令和５年度は２８名で前年度から８名の増となり、近年の中では最も多くなっています。

一時保護女性の人数は近年２０人台で推移していますが、同伴児童等の人数は９人から２６人とばらつきがあります。



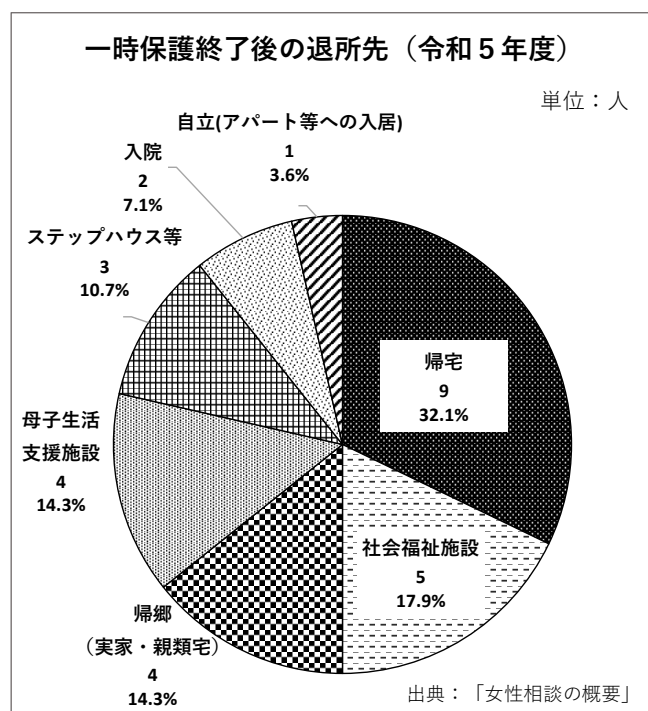
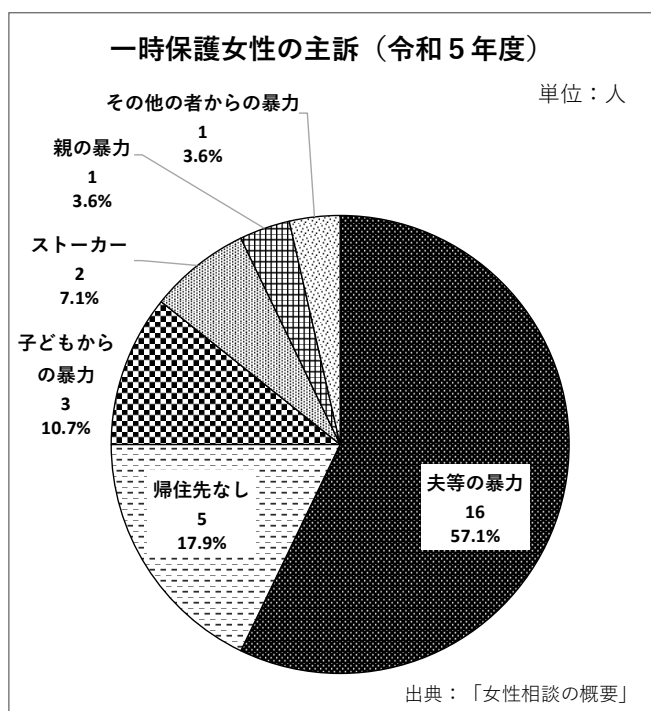
- 一時保護された女性の年齢は、３０歳代が最も多く８人で約３割を占め、次いで２０歳代の７人となっており、若い世代が多くなっています。

一方で、それに続いて多いのが６５歳以上７５歳未満と７５歳以上のそれぞれ４人となっており、これらの高齢者世代で約３割を占めています。



- 一時保護された女性の主訴は、夫等の暴力が最も多く 16 件で、全体の 6 割近くを占めています。次いで、帰住先なしの 5 件、子どもからの暴力の 3 件と続いています。暴力を原因とする一時保護を合計すると 21 件で、全体の 4 分の 3 に当たります。

- 一時保護終了後の退所先については、帰宅が最も多く 9 件で、全体の 3 割以上となっています。次いで、社会福祉施設への入所、母子生活支援施設への入所及び帰郷と続きますが、全体的に分散しています。



3 アンケート調査の結果

【アンケート調査の概要】

- 計画の策定に当たっては、県内の困難な問題を抱える女性の状況と支援に係るニーズ等を把握し、前述の統計データ等と合わせて、現状及び課題の把握をより広域的確に行うため、アンケート調査を実施しました。

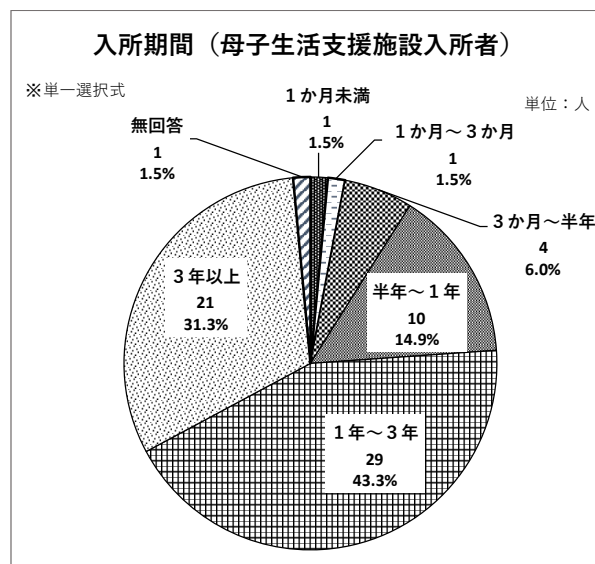
その概要については、以下のとおりです。

- 調査期間 令和6年8月14日から9月13日まで
- 調査方法 ・個人名無記名、かつ、回答内容が回答者以外に知られない形式で実施。
・郵送又はFAXあるいは電子データの送付により回答。
- 調査対象ほか 下表のとおり

調査対象		回答数	主な調査項目	備考等
困難な問題を抱える女性	母子生活支援施設の入所者	67	・最初に相談した機関 ・相談した理由	7 施設
	民間シェルターの入所者	5等	・施設等での生活や退所後の不安	1 施設
女性に対する支援機関及び支援者	母子生活支援施設の職員	51	・県の女性支援施策に対する評価 ・支援中に感じる困難さや不足していると思う社会資源	7 施設
	民間シェルターの職員	4	・活用、連携できそうな民間団体や社会資源等 ・受けたいと思う研修	1 施設
	女性相談を受ける相談員	12等	・実施が望ましいと思う支援	県DV相談支援センター及び秋田市の相談員
	市町村	25	・女性特有と思われる困難な問題の事例等 ・その事例に対する対応	回答数は市町村単位
	市町村社会福祉協議会	15	・女性支援や県の施策に対する意見	回答数は社会福祉協議会単位
計		179		

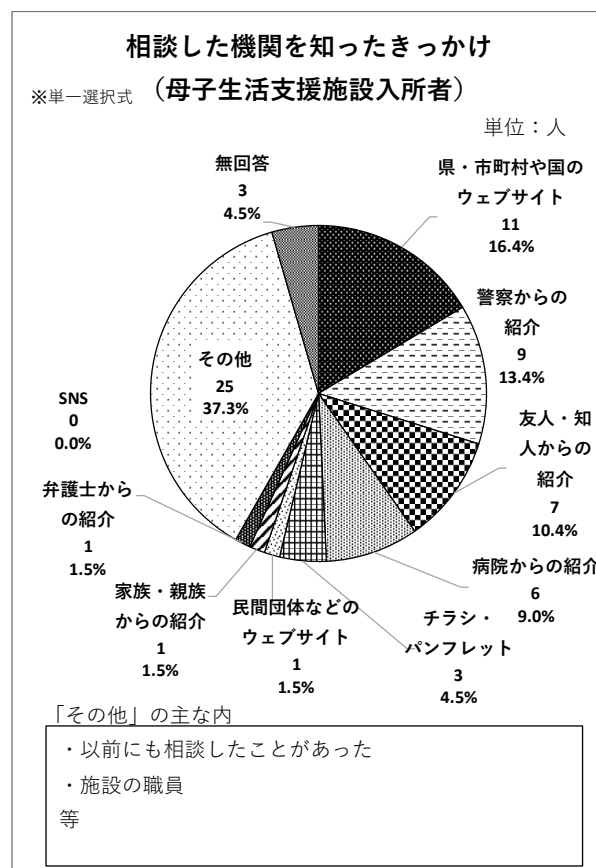
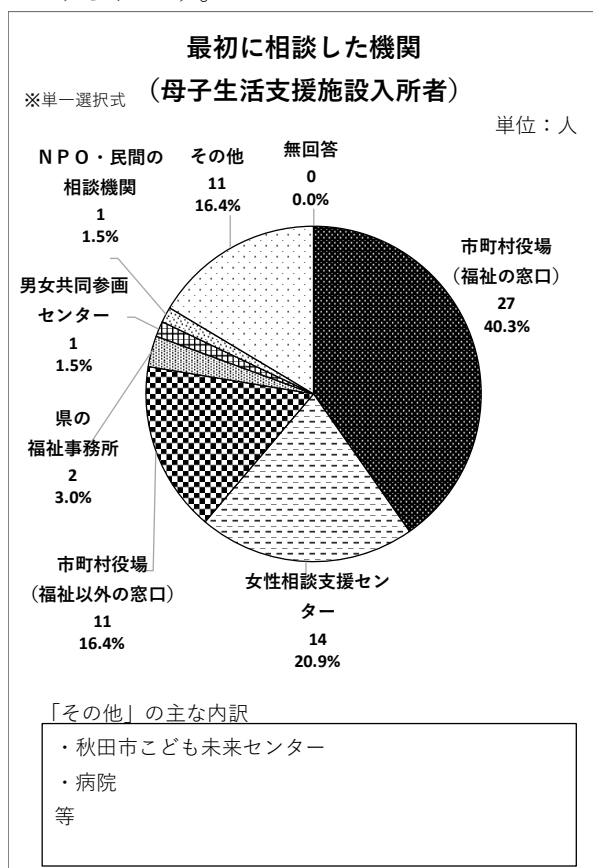
【母子生活支援施設の入所者からの回答】

- 母子生活支援施設の入所者の入所期間は、1年から3年が29人と、4割以上を占めています。また、次いで3年以上の21件となっており、入所期間が1年以上の入所者が4分の3近くを占めています。



- 最初に相談した機関は、市町村役場（福祉の窓口）が２７件で４割を占めています。次いで、女性相談支援センター、市町村役場（福祉以外の窓口）と続き、市町村役場が半数以上を占めています。

相談した機関を知ったきっかけは、その他を除くと県・市町村や国のウェブサイトが最も多くなっていますが、その他が多いことも含め、全体的に大きく分散した傾向がみられます。



- 相談機関に相談した理由としては、「経済的な問題」が最も多く、半数以上の回答者が回答しています。以下、「夫（元夫）または交際相手からの暴力」「頼れる家族などがない」と続き、複数の理由を選択した方も多くなっています。(次ページ)

相談するまでにためらったことや困ったこととしては、「相談することで何が変わるかわからなかった」が２２件と最も多いですが、他にもほぼ同数の回答が３つあるなど、幅広い回答状況となっています。(次ページ)

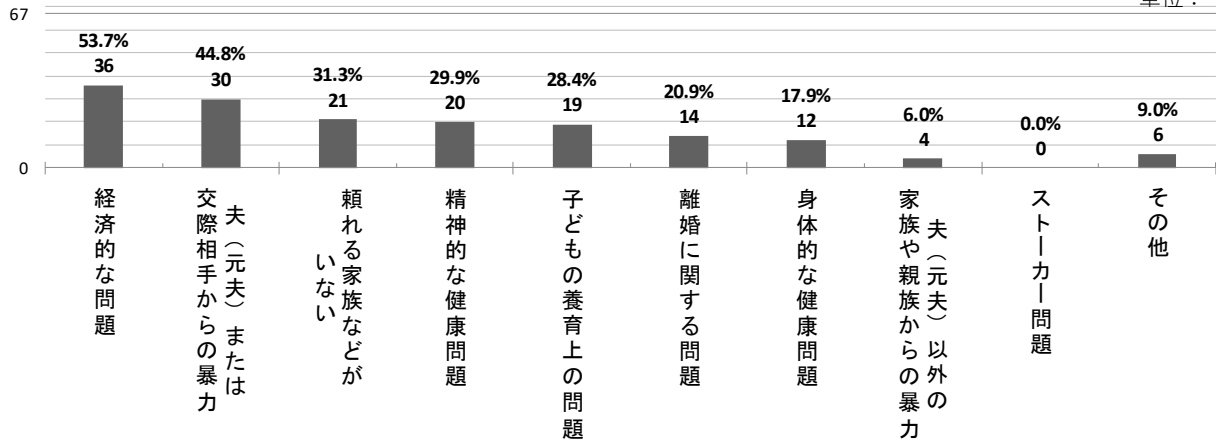
相談機関に相談した理由

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：



「その他」の主な内訳

- ・家の事情
- ・家族からの精神的暴力
- 等

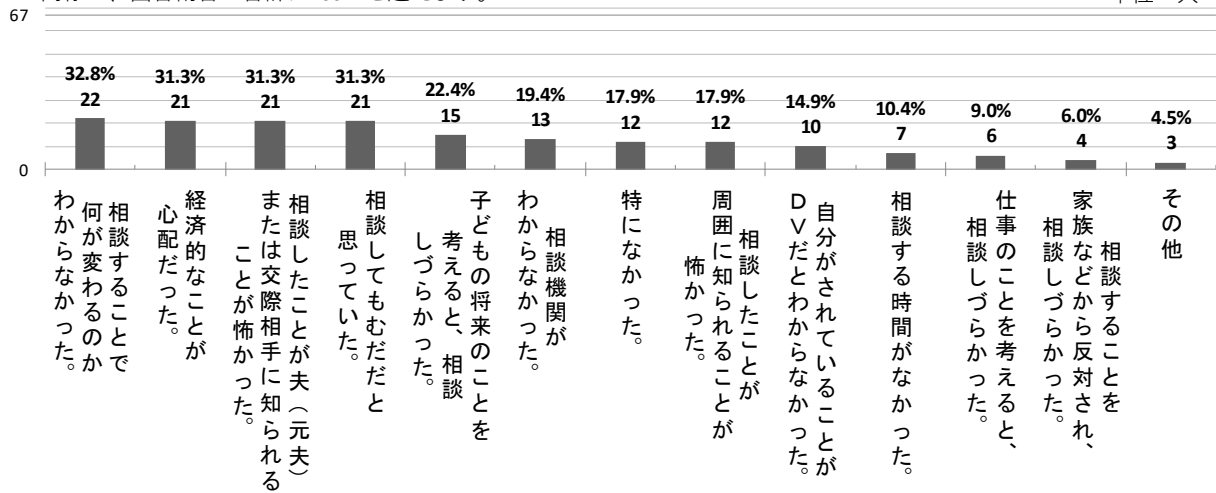
相談するまでにためらったことや困ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・離婚に向けた法律相談等が遅延すると思うと入所できなかった。
- 等

- 入所する時に困ったことや不安に思ったこととしては、子どもの生活の心配が最も多く、半数以上の方が回答していますが、他にも多くの項目が選択されています。

それに対して、施設での生活で困ったことや不安に思ったことは、夫等に居場所を知られることへの心配が最も多くなっていますが、入所する時に不安だったことの上位となっていた回答に関連する選択肢の回答率は全体的に低くなっています。その一方で、仕事に関する不安の回答率が高くなっています。

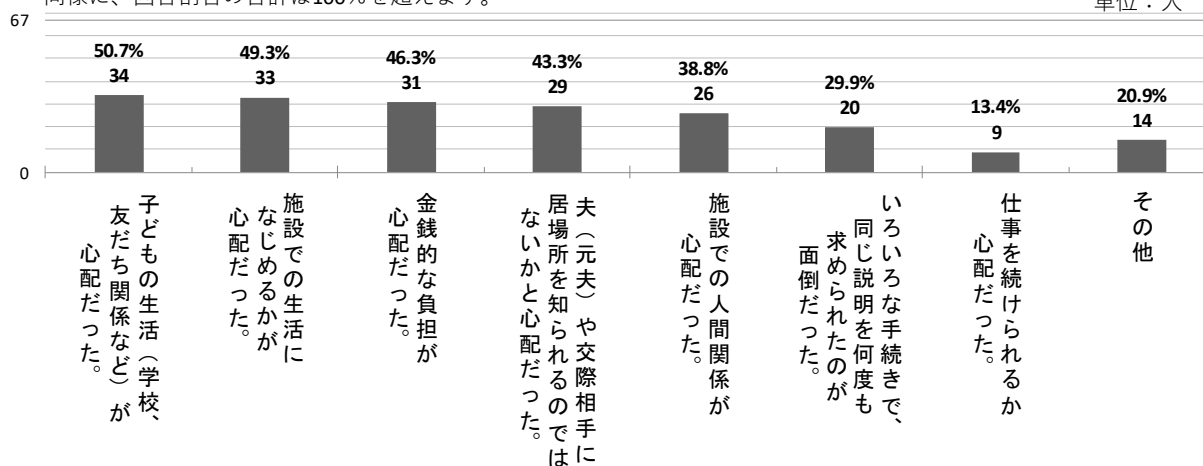
施設に入所する時に困ったことや不安に思ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・精神障害のため、周囲の人とのつながりが怖かった
- ・監視されているのではないかとということや、行動の制限が不安だった。

等

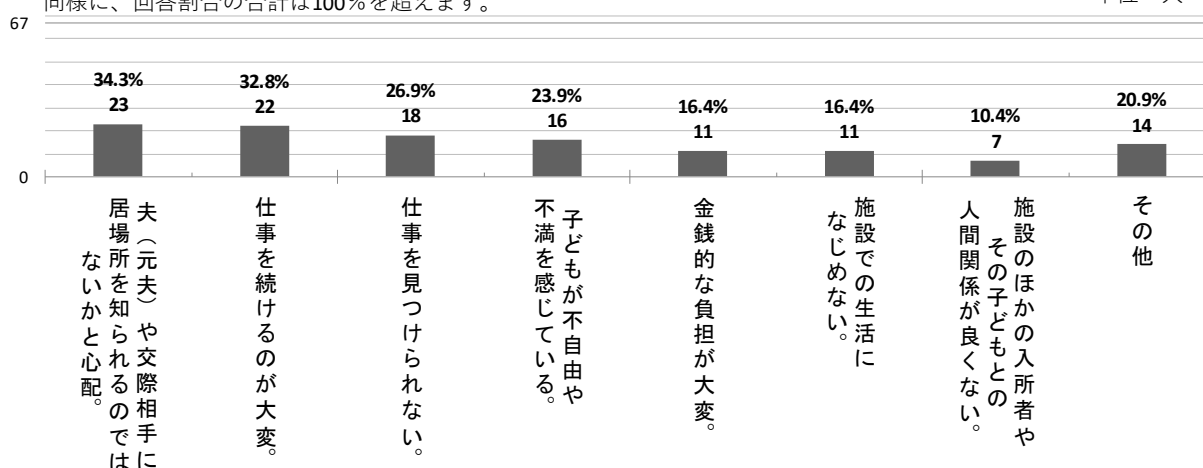
施設での生活で、困ったことや不安に思ったこと

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

- ・他の入所者による騒音

等

- 施設を退所した後について不安に思っていることは、経済的なことが最も多く、回答者の約4分の3が選択しています。次いで、住む場所の心配が6割以上、育児しながらの自立した生活についての心配が55%以上と続いています。

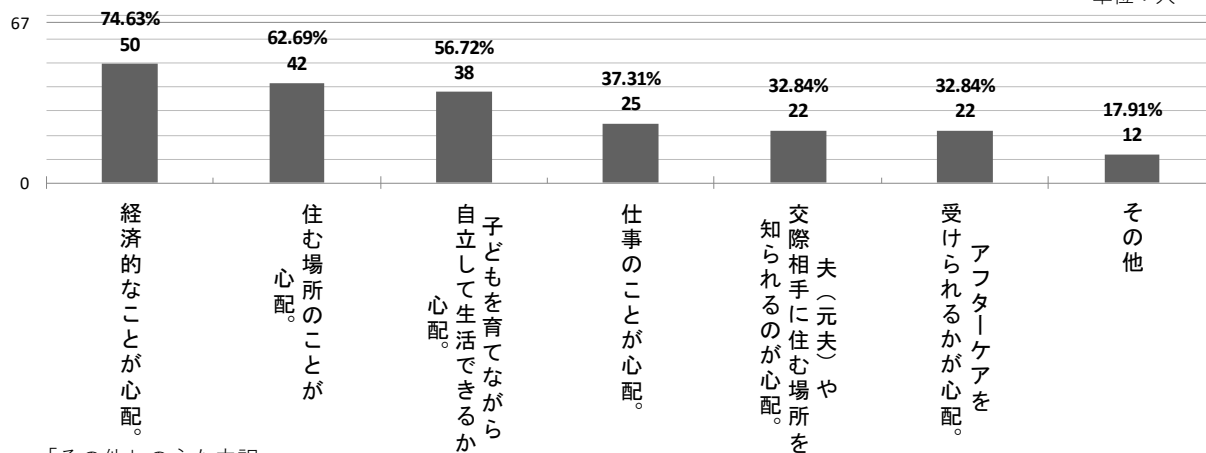
施設を退所した後について、不安に思っていること

(母子生活支援施設入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

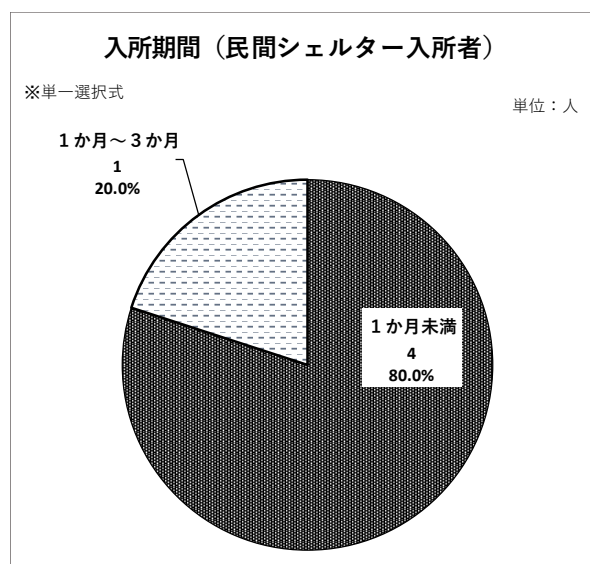
- ・子どもの精神状態の悪化
- ・自分か子どもが病気になった際の子どもの預け先等

- 母子生活支援施設の入所者からは、その他に以下のような意見等が寄せられています。

- ・施設に入所したことにより、安心して生活ができている
- ・食品や生活用品の支援は非常にありがたい。退所後も支援が続けば、退所の計画が立てやすい
- ・母子生活支援施設の入所者が優先的に公営住宅に入れば非常に助かる等

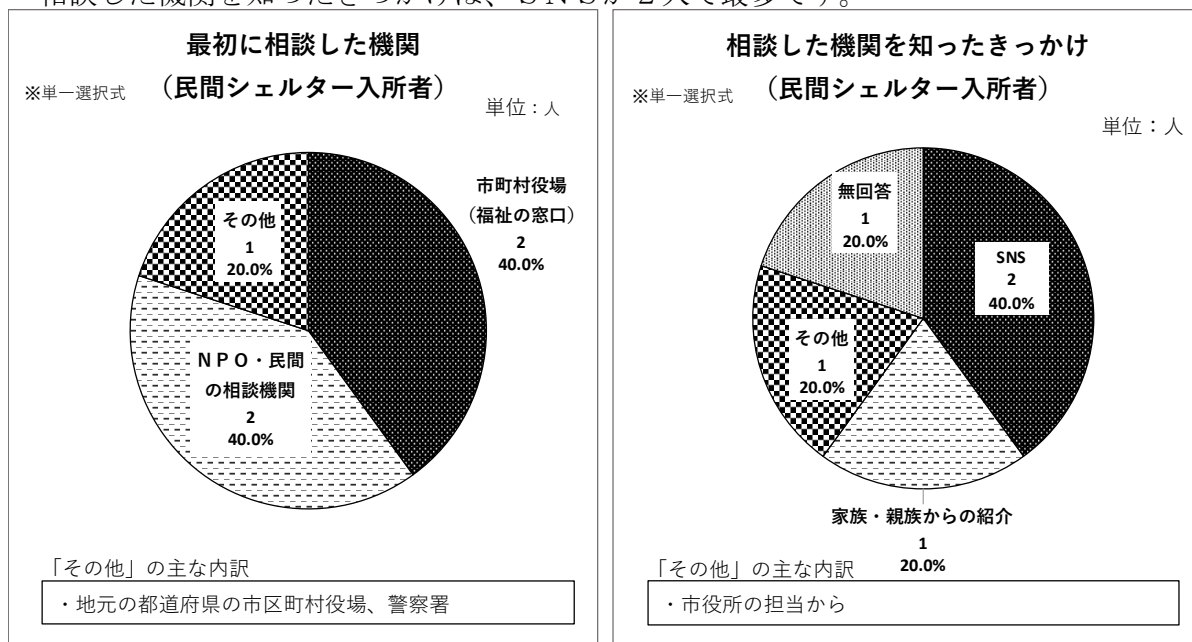
【民間シェルターの入所者からの回答】

- 民間シェルターの入所者からの回答数は5と少ない数となっていますが、入所期間は全てが3か月未満、うち1件を除いては1か月未満であり、全体的に短期間の入所となっています。



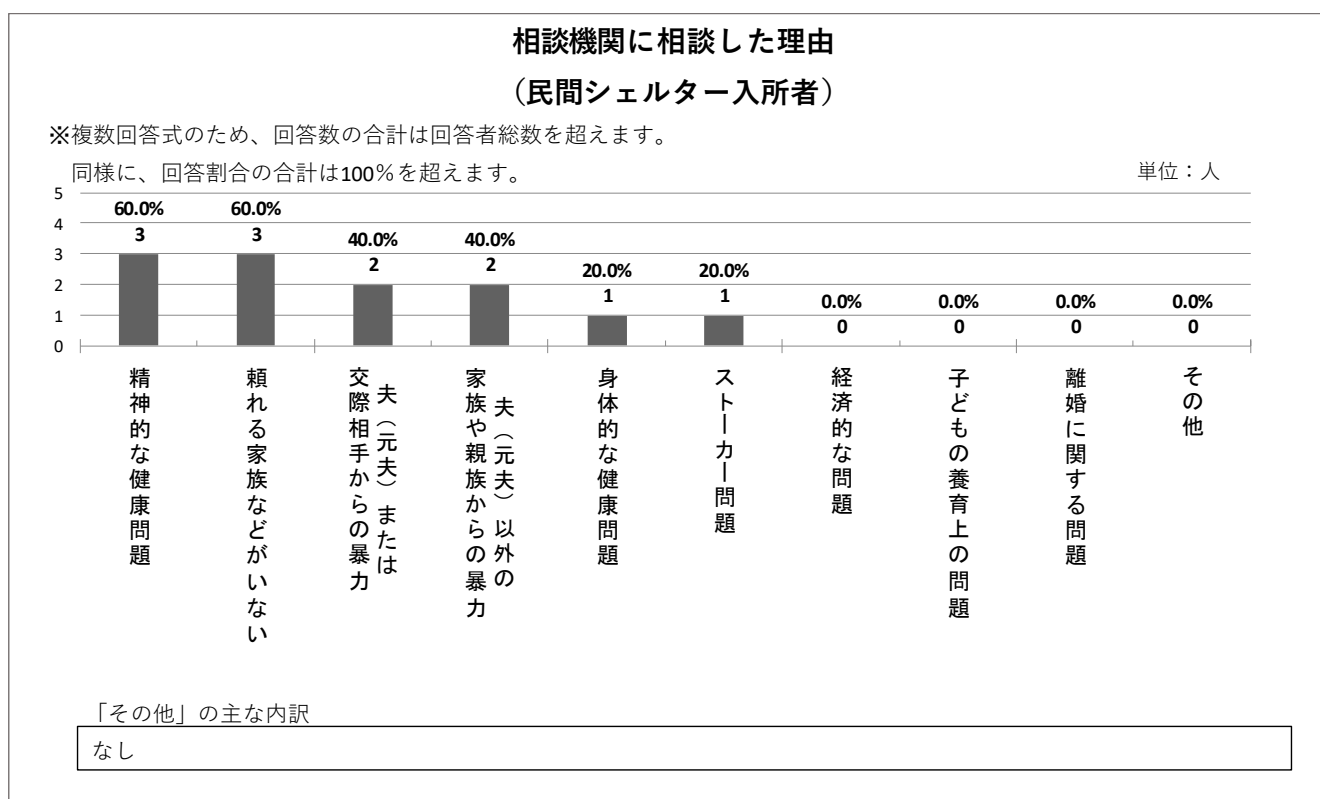
- 最初に相談した機関は、市町村役場（福祉の窓口）と、NPO・民間の相談機関がそれぞれ2人で最多となっています。

相談した機関を知ったきっかけは、SNSが2人で最多です。



- 相談機関に相談した理由としては、精神的な問題と頼れる家族などがないがそれぞれ3人で最多となっています。複数の理由を回答した回答者も多くなっています。

相談するまでにためらったことや困ったこととしては、相談したことが夫等に知られることが怖かったが2人で最多となっています。（次ページ）

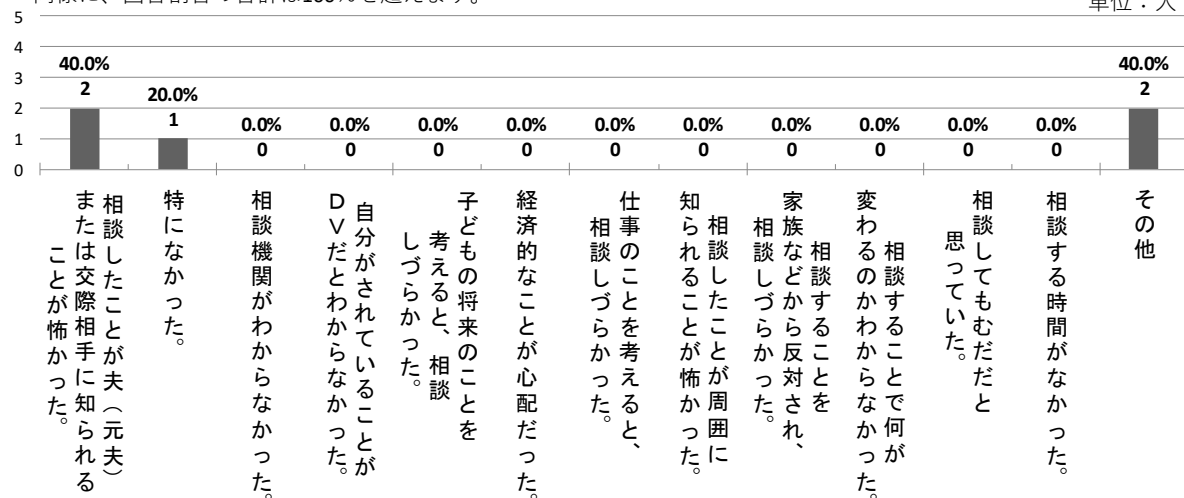


相談するまでにためらったことや困ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・相談する人がいない。
等

- 入所する時に困った事や不安に思ったこととしては、子どもの生活の心配及び金銭的な負担がそれぞれ2人で最多となっています。

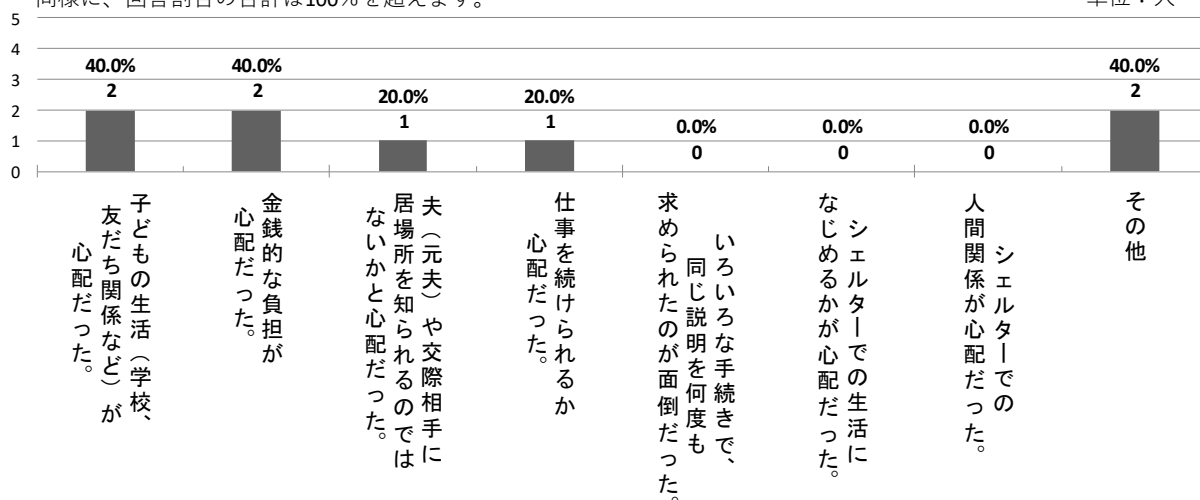
シェルターでの生活で困ったことや不安に思ったことは、夫等に居場所を知られることへの心配及び仕事を続けるのが大変がそれぞれ2件で最多となっています。(次ページ)

シェルターに入所するときに困ったことや不安に思ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

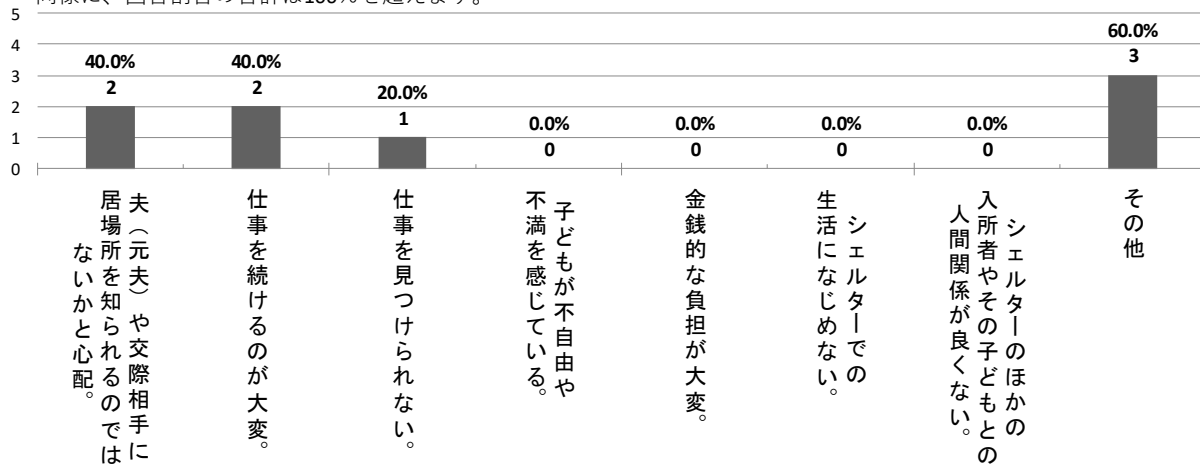
・NPOの支援に安心していた。不安はなかった。
・一人暮らしに不安があった。

シェルターでの生活で、困ったことや不安に思ったこと (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・体調が心配
等

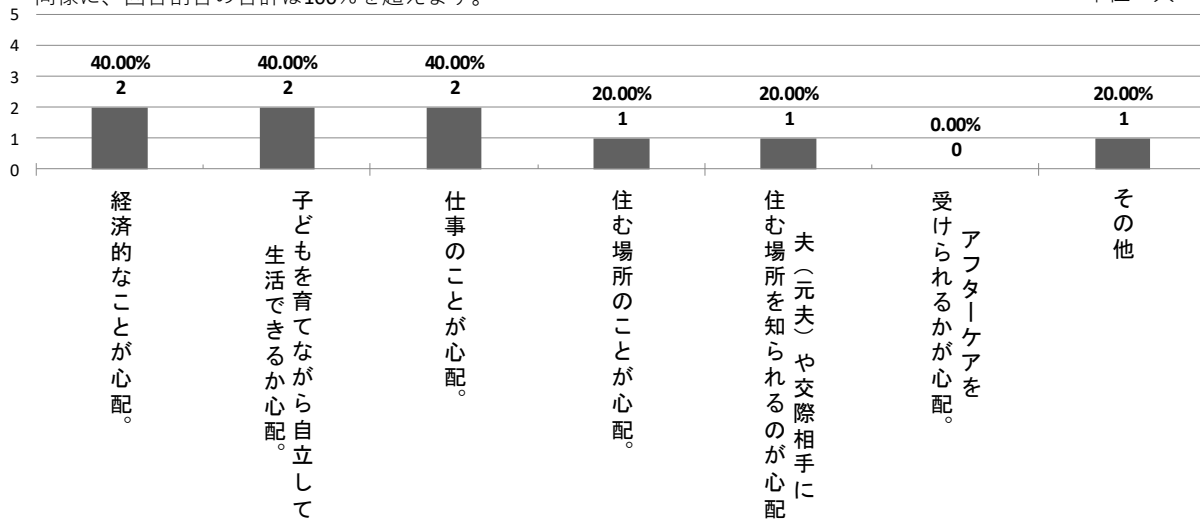
- 施設を退所した後について不安に思っていることは、経済的な心配、育児しながらの自立した生活についての心配、仕事の心配がそれぞれ2件で最多となっています。

シェルターを退所した後について、不安に思っていること (民間シェルター入所者)

※複数回答式のため、回答数の合計は回答者総数を超えます。

同様に、回答割合の合計は100%を超えます。

単位：人



「その他」の主な内訳

・精神的につらい。

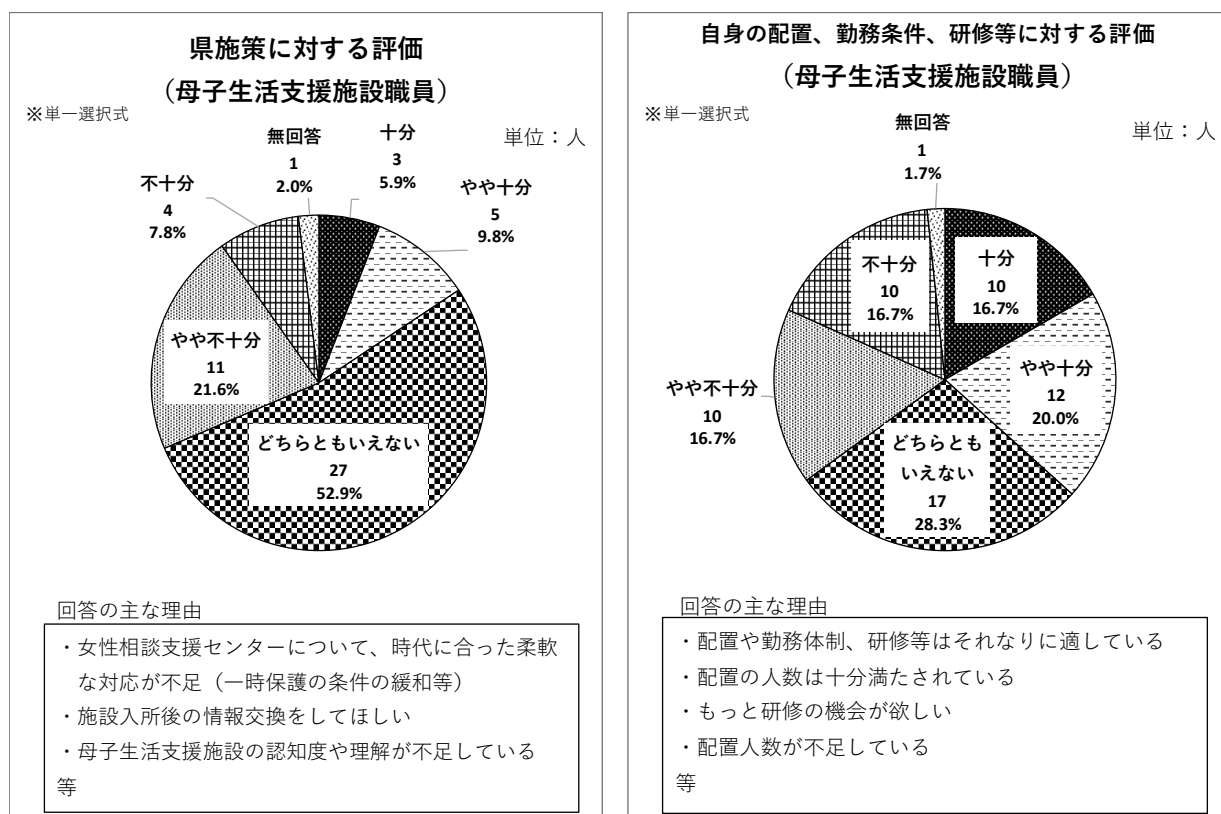
- 民間シェルターの入所者からは、その他に以下のような意見等が寄せられています。

・パートナーと別れて住むところなくなったが、シェルターに入れて助かった
 ・地元に戻ってからの生活や子どもの学校のことなどが不安
 等

【母子生活支援施設の職員からの回答】

- 母子生活支援施設の職員からの県施策に対する評価は、どちらともいえないが27人と最も多く、半数を超えています。また、十分とやや十分を合わせた割合が約15%であるのに対して、やや不十分と十分を合わせた割合は3割近くを占めており、不十分と考えている回答者が多い傾向が見られます。

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価としても、どちらともいえないが最も多くなっておりますが、人数は17人、割合は3割弱となっております。十分とやや十分を合わせた数は22人、やや不十分と不十分を合わせた数は20人となっております。



- 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。関係機関のより強い連携を求める意見や、母子生活支援施設の認知度の不足に関する意見、障害をもつ入所者への支援の難しさ等に関する意見等が寄せられています。

●入所の前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・市町村からの情報の不足や不確かさ。入所前からもっと詳しい情報が欲しい
 ・事前に聞いていた情報と入所後の支援の中で感じることの違い(入所者の特性や特徴など)
 ・市町村や他機関との密な連携の不足
 等

●入所中において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・発達障害、知的障害、精神疾患・障害を持っている入所者に対する支援
・外部のスーパーバイザーや心理職員などの、専門的なケアの不足
・精神疾患を抱えるなど就労困難な場合の、就労先やその情報の不足
等

●退所前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・アフターケアに手が回らない
・近隣住民や自治会、民生委員などとの連携が不足している
・退所後に利用できる社会資源をもっとわかりやすくする必要がある
等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

・母子ともに、本当に求めている支援やその時点で最も大きな課題を見極めるのが難しい
・緊急一時保護や入所要件に合わない場合の受け入れ先の不足
等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

・民間のNPO法人
・基幹相談支援センター
・ハローワーク
等

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

・連携できそうな他施設を知ることのできる研修
・地域の社会資源について各分野の担当者等が集まり情報交換できる場
・関係機関の間で、状況把握や仕事内容の相互理解を実際の事例に基づいて行える研修
等

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

・子どもが退所する年齢になっても生活できる場所の提供
・母子家庭低所得者に対しての家賃補助
・子どもがいない、様々な年代の女性に対してのリサーチ
等

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

・心理担当職など専門職員の配置
・男女共同参画や女性の活躍推進に関する施策
・子ども手当(児童手当)や児童扶養手当の拡充
等

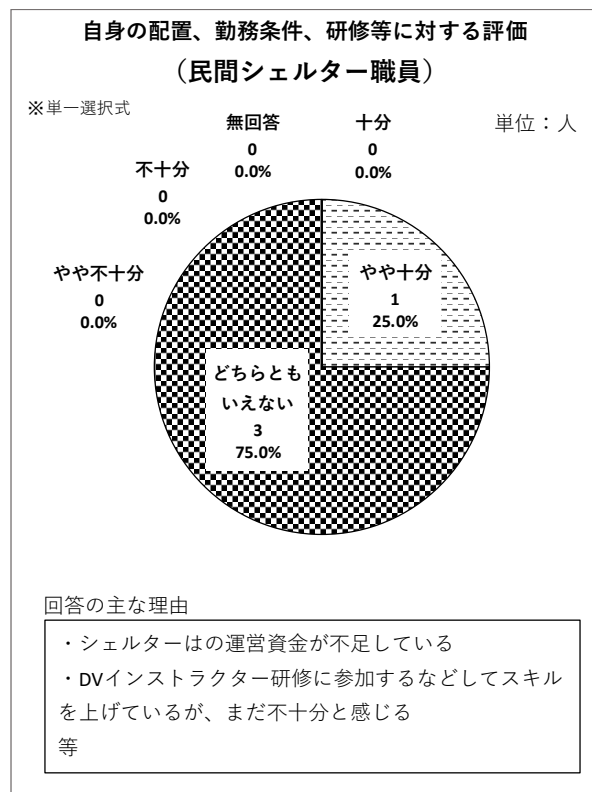
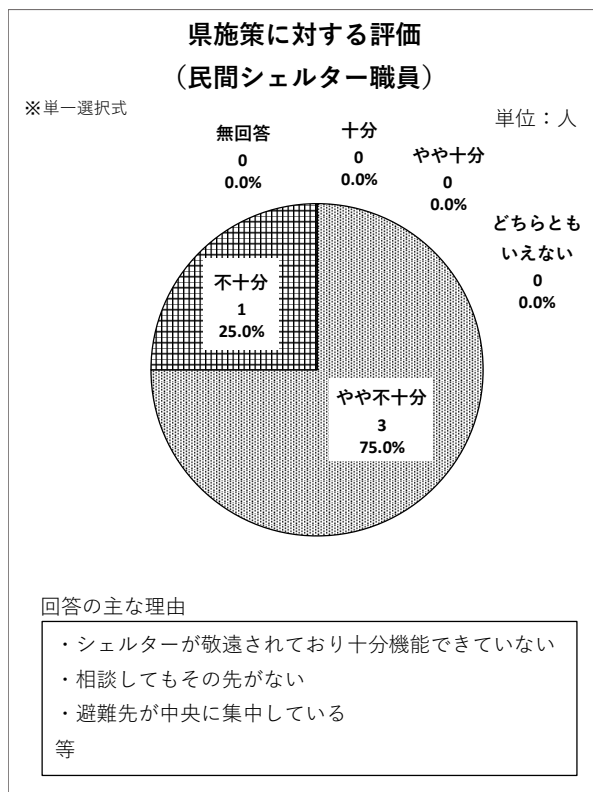
●その他、意見や要望等(自由記載)

・母子生活支援施設同士や、県の機関を交えての連携・協働・協力等の体制の促進ができるとうい
・柔軟な対応ができるシェルターに類するものから、施設入所につながるような仕組みがあるとよい
・母子生活支援施設の認知度を上げたい
等

【民間シェルターの職員からの回答】

- 民間シェルターの職員からの回答数は4と少ない数となっていますが、県施策に対する評価は、やや不十分が3人、不十分が1人と、全てがやや不十分と不十分で占められています。

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価は、どちらともいえないが3人、やや十分が1人となっています。



- 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。公設も含めた、シェルター等の避難場所の増加・利便性の向上や、民間団体の運営への助成を望む意見等が寄せられています。

●入所の前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・入所希望者に知的障害や精神障害をもつ方が少なくない
- ・部屋が満室で、利用希望に応えられないことがある
- ・臨床心理士等の専門職員がいるとよい
- 等

●入所中において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・精神が不安定な人が多く、情報の伝達がうまくできないことがある
- ・困窮状態である
- ・24時間体制でないことによるサポートの難しさがある
- 等

●退所前後において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

・退所後の居住先を探す際、本人が納得できる物件がなかなか見つけれられないこと
・生活の安定の難しさや収入の低さ
・24時間いつでも相談できる体制が必要
等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

・利用者の生活に配慮した(外出面、携帯電話の使用など)公的なシェルターや緊急避難所があるとよい
・DVの支配(精神的なつながり)を断ち切るのが困難なケースが多い
等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

・民間団体
・ハーモニープラザ(秋田県中央男女共同参画センター)

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

・新たな民間のシェルター設置につながるもの
・相談員のスキルアップ
・DVシェルター実践団体(他県)の研修の取り組み

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

・シェルター活動継続のための運営費助成
・シェルターが(24時間)いつでも利用できるような支援
・無料でシェルターが利用できるような運営補助

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

(回答なし)

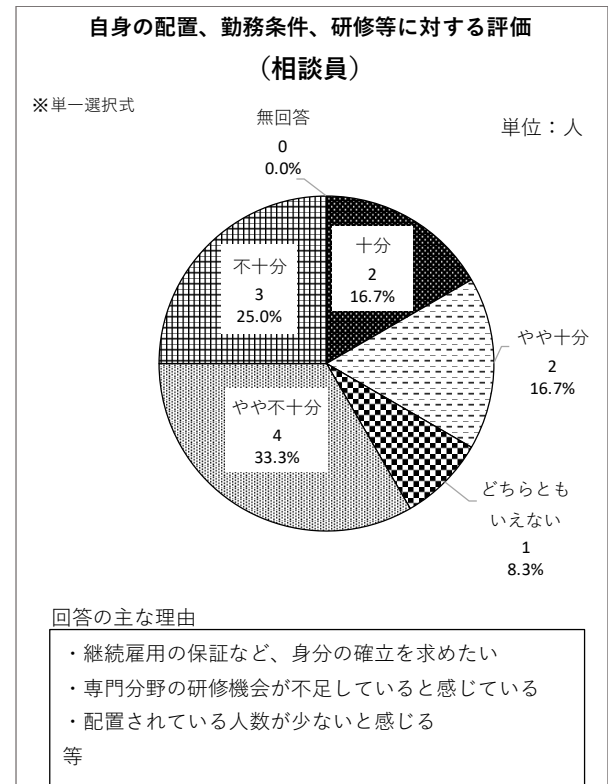
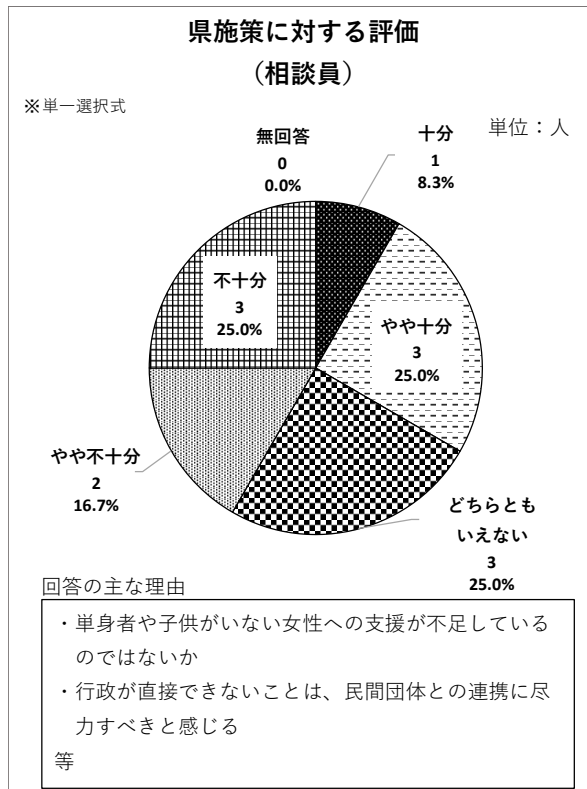
●その他、意見や要望等(自由記載)

(回答なし)

【相談員からの回答】

- 相談員による県施策に対する評価は、やや十分、どちらともいえない、不十分がそれぞれ3件で最多となっています。十分とやや十分を合わせた人数は4人に対し、やや不十分と不十分を合わせた人数は5人となっています。(次ページ)

自身の配置、勤務条件、研修等に対する評価は、やや不十分の4人、不十分の3人の順で多く、これらを合わせると半数を超えます。(次ページ)



- 記述式の設問と主な回答については、以下のとおりとなっています。相談体制の強化や、相談担当職員の資質・能力向上の機会を望む声が寄せられているほか、一時保護のあり方等に関することや、関係機関との連携についての意見が多く上がっています。特に、民間団体については、経済的なものを含めた支援・協働の必要性が指摘されています。

●相談前～最初の相談において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・相談窓口の周知が不足しており、支援が必要な人に行き届いていない
- ・若年層の相談件数が少なく、支援のニーズを把握できていないのでは。広告媒体の検討が必要
- ・高齢者の相談件数が増加している。高齢者施策との連携強化等が必要
- ・一時保護のハードルが高く、一時保護中のルールを嫌って保護を見合わせるケースもある
- ・他の相談機関との連携体制の不足
- 等

●相談中期において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・ひとりの相談者が抱えている課題はひとつではないことが多く、丁寧に支援していくことの難しさ
- ・専門相談(弁護士、就労支援など)の利用に滞りなくつなげる体制整備
- ・経済的自立ができるための支援の不足
- ・支援者側としての多様な社会制度の知識不足
- 等

●相談終結時期において感じる支援の困難さや、不足している社会資源等

- ・継続した支援体制
- ・退所後の見守り体制がないこと
- ・制度の条件による、高齢者、障害者制度の使いにくさ(介護認定等)
- ・安心で安定した住居を確保することが難しいなど、住宅問題
- 等

●相談や入所の段階を問わず感じる支援の困難さや、必要と思う社会資源等

- ・シェルターが不足している。中央地域以外にもあってほしい
- ・男児の同伴入所の制限により一時保護をあきらめる事例があった
- ・民間団体への行政の支援不足。特に資金面
- ・一時保護の要件がDV被害者に傾いていたり、一時保護中の制限が厳しかったりする等

●活用、連携できそうな民間団体や社会資源の心当たり

- ・民間のNPO法人
- ・民間団体
- ・社会福祉協議会
- ・フードバンク
- 等

●「こんな研修があればいいのではないか」という研修

- ・相談員の間での情報交換を行える研修
- ・女性支援団体や地域別福祉機関の紹介や施設見学等
- ・具体的な事例を取り上げて、状況の確認や解析を行ったり、対応について紹介したりする研修
- ・広い分野の制度や施策の知識が必要となるため、他の課所が実施する研修への参加の機会も必要
- ・相談内容が他領域に及ぶため、悩みについて話し合い助言をもらえるような研修等

●「こんな支援があればいいのではないか」という支援

- ・女性支援にかかわる民間機関を交えた協議会
- ・市町村における支援員の権限の強化と連携体制の構築
- ・巡回相談の実施
- ・各福祉事務所でもメールやSNSによる相談を実施する
- ・寄り添った支援ができるような、ゆとりある支援の体制や環境の整備等

●既存の施策で、効果的であると感じているもの

- ・一時保護
- ・保護命令
- ・若い世代への周知啓発活動による、対等性・多様性の理解の向上
- ・司法手続等の同行支援
- ・DV防止ネットワーク会議。内容の検討は必要と思う等

●その他、意見や要望等（自由記載）

- ・民間団体と連携して女性の安心・安全な居場所を設けるために、民間団体への経済的支援が必要
- ・民間団体との連携、協働による支援体制の構築が行えるとよい
- ・一時保護を利用できない場合の理由を明確化してほしい
- ・デートDV等のアプローチによる、若年からの教育による人権尊重意識の醸成が必要
- ・相談を待つのではなく、イベントにおいて相談コーナーを設ける等、出張相談の機会を設ける等

【市町村からの回答】

- 市町村からは、福祉関係業務を担当する課所より、記述式で女性特有と思われる困難な問題の対応事例や、女性支援、県施策に対する意見等を聞き取っています。

女性特有と思われる困難な問題の事例については、高齢女性のDV被害など家族間における問題や、障害がある女性及びその子どもの養育に関する問題が多く挙げられております。

そのような問題への対応は、生活保護や高齢者虐待等の既存の施策を活用した支援について、各担当課所や関係機関で連携しつつ実施することが中心となっています。また、一時保護の活用等による加害者との分離など、安全を確保するための施策も実施されています。

女性支援や県の施策について感じる事としては、問題の事例として挙げられていた高齢者や障害者に関するもののほか、女性支援のための研修の希望が多く挙がっています。また、女性相談支援センターにおける一時保護についての意見もあります。

●「困難な問題を抱える女性」に該当するのではないかとされる対応事例

・夫から長年DVを受けている高齢女性
・障害のある子ども等の家族と暮らす高齢女性
・グレーゾーンにあると思われる女性のひとり親の支援
・精神疾患があり、子供の養育能力不足が感じられるひとり親
・未婚での出産によりひとりで子育てをしているが、養育能力が低くネグレクトの恐れがあるケース等

●女性支援に関して感じていること、県の施策に対する意見・要望等

・家族の協力を得て離婚、支援措置を行った
・通常の高齢者虐待と同様の対応をしているが、原因が介護者であることではなく長年のDV関係であるため、本人同士の意識変容に大変苦慮する
・関係機関と情報共有し、女性相談支援センターでの一時保護となった。その後の対応は検討中
・保健師・家庭相談員で訪問・面談を重ね、安全に生活ができるよう見守っている。
・児童福祉担当課と基幹相談支援センターが連携し女性の親族の協力を得て、生活保護等必要な手続きを行ってもらった等

●その他、意見や要望等(自由記載)

・市町村職員向けに、女性支援に関する相談業務の研修を実施してほしい
・困難女性支援法の認知向上のためにも、地域福祉ネットワークにおける意見交換会などあれば良い
・市町村担当者向けに、ひとり親支援に関する事例を交えた研修会を実施してもらえればありがたい
・女性支援専門の部署がなく担当が不明確。他のカテゴリーに属さない場合の相談窓口があいまい
・障害等を抱えている場合、望まない妊娠や出産後に育児ができないケースがある
・就労していたり現役で活動していたりする高齢者がDVの被害者になった場合に、本人の状態にそぐわない老人福祉施設への措置などでなく、状態に見合った施設の選択ができればありがたい
・高齢者のDV事例では、夫の認知機能の低下によるところが大きいものもある
・緊急入所の必要がある場合の受け入れ先の確保が難しい
・女性相談支援センターの一時保護所は受け入れ基準や行動制限が厳しいと感じる場合が多い等

【市町村社会福祉協議会からの回答】

- 市町村社会福祉協議会からは、市町村と同様に、記述式で女性特有と思われる困難な問題の対応事例や、女性支援、県施策に対する意見等を聞き取っています。

女性特有と思われる困難な問題の事例については、高齢女性や精神障害・疾患を持つ女性に関する問題のほか、外国人女性に関する問題等も挙げられています。

そのような問題への対応としては、他機関の支援施策の活用や連携を図りつつ、貸付制度等による金銭的な支援が行われています。

女性支援や県の施策について感じることにについては、高齢者や障害者に関するもののほか、相談・支援に係る連携の必要性や、柔軟な緊急避難対応に関する意見が寄せられています。

●「困難な問題を抱える女性」に該当するのではないかとと思われる対応事例

・元夫からのDVにより精神疾患を患い、子育てをしながら生活保護を受給している女性
・DVを受けつつも、金銭面や依存的な傾向からパートナーとの同居を続ける、精神障害のある女性
・子どもの養育上の関係で夫との別居を考えているが、転居費がないという女性
・外国人女性のDV疑いケースに対する貸付についての相談
等

●女性支援に関して感じていること、県の施策に対する意見・要望等

・小口現金の貸付、お金の使い方についての助言
・関係機関と支援方針を協議し、フードバンク事業や他の相談事業なども活用して役割分担を行いながら多機関で対応
・本人からの相談や訴えがある場合、傾聴に務めている。保健センター職員と情報共有しながら対応
・県の児童女性相談支援センターを案内
・生活福祉資金貸付制度についての情報提供
等

●その他、意見や要望等（自由記載）

・母子家庭や、障害の疑いがあるが今まで顕在化していなかった事例が増えているように感じる
・若・中年層の困窮する女性に対する支援や教育はいろいろな方法があるかもしれないが、年金額の低い高齢女性とその子どもとの同居世帯は、支援の必要性が理解されにくいと感じている
・支援制度、助成金、養育費などの知識が少なかったり、手続きが煩雑であきらめてしまう女性が多いように感じる
・相談窓口が分かりにくく、たらい回しにされたと話していた女性もいたため、各相談窓口に対して主管となる窓口の周知が必要と感じる
・単独での相談支援や課題の解決は難しく、関係機関の連携の必要性を感じる。緊急時のシェルターや生活再建のための住まいについては、迅速かつ柔軟に利用できるような資源が必要
・緊急避難する施設はあるが、利用がもっとスムーズになり条件も緩和されれば、危険回避の範囲が広がると思われる
等

4 成果と課題

【これまでの主な成果】

- 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月をDV防止推進月間とし、市町村や民間団体等の協力を得て全県的に街頭キャンペーンを展開するとともに、関係機関で実施する事業を活用しながらDV防止の啓発と相談窓口の周知に努めてきました。
- 教育現場では子どもの頃からの人権教育として、子ども達への教育活動とともに、教職員等指導者側に対してもデートDV予防等の研修の拡充が図られてきています。
また、若者に対しては、デートDV予防用リーフレットを作成し、県内の各高校や大学等に配布し、デートDVへの理解を促すことに努めています。
特に高校生には「デートDV予防ハイスクール・セミナー」を実施しており、事業開始時の平成16年度の3校から、令和5年度には28校と実施校が増え、対象の学年も拡大しています。
- 相談・通報のあった困難な問題を抱える女性への対応については、女性相談支援センターを中心にDV相談支援センターの機能強化を図りながら、DV被害者に留まらず、様々な問題や事情のある女性に対して、相談・保護を行っています。
また、そのような困難な問題を抱える女性の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種援護・支援制度の利用等、社会資源を活用し取り組んできました。
- DV被害者等の発見・情報提供・通報及び二次被害の防止のため、研修会を開催し、相談担当者、市町村、医療機関、地域包括支援センター、教育機関職員等の参加を促し、DV防止への理解を深めてもらうよう努めてきました。
- DVに関する各地域の取組に当たっては、関係機関と緊密に連携を図ることが重要であることから、各地域において配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を開催しています。近年は6地区において、地域の関係者が共通認識のもとで、迅速かつきめ細かに適切な被害者支援が提供できる体制を整備しています。

【今後の課題】

- 多様な課題について
 - 女性相談支援センター及び女性相談員に対する相談の件数・人数は減少傾向にある一方で、暴力被害女性による相談の数は横ばいであり、相談の主訴も夫等からの

暴力が最も多くなっていることから、DVをはじめとした暴力への対策の重要性は依然として高く、引き続き予防啓発にも力を入れる必要があります。

- 上記の一方で、DV以外にも離婚問題や精神的問題をはじめとした他の主訴も多く、また、それらの問題を複合的に抱えている場合も多いことが、統計データや支援者のアンケート回答からうかがえます。

さらに、母子生活支援施設入所者及び民間シェルター入所者のアンケート回答では、相談の理由として暴力以外の理由が最多となるなど、女性が抱える問題が多様で複雑なものであることが分かります。

そのため、それらの多様な困難な問題について、当事者である女性はもちろんのこと、社会一般に対しても強く周知し、認知の向上を図り相談等を促す必要があります。

- 女性が抱える困難な問題の中には、性被害等、若年女性において発生しやすい問題もある中で、現状で20歳代以下の相談者の全体に占める割合は約1割程度と少なく、若年層において困難な問題の認知が十分ではない可能性が考えられます。

そのため、若年層に対する困難な問題の認知を促す活動に力を入れ、問題の掘り起こしを図るとともに、将来の問題発生を予防する必要があります。

○ 相談・対応等について

- 近年、高齢女性からの相談件数が増加傾向にあるほか、市町村や市町村社会福祉協議会のアンケート回答には、高齢女性特有の困難な問題の事例が多くみられます。また、アンケート回答において、各種障害や精神疾患のある方の相談や施設入所等が増加傾向にあるとの回答が寄せられているほか、外国人女性に関する相談や問題の事例も一定数みられる状況が続いています。

そういった、特定の属性をもつ困難な問題を抱える女性に関しては、施設での生活や、相談・支援の体制等について困難な面が存在することから、より円滑で効果的な支援を行える環境を整備する必要があります。

- 施設入所者等のアンケート回答においては、「相談することで何が変わるのか分からなかった」「相談してもむだだと思っていた」「相談機関がわからなかった」といった回答も多く、困難な問題を抱える女性を支援する機関、施設、あるいは施策等に関する認知の不足が見受けられます。

さらに、支援者のアンケート回答からは、支援者の間においても、他の機関・施設が所管する施策の知識が必ずしも十分ではない状況にあることがうかがえます。

関係機関の情報共有や連携をさらに緊密にするとともに、施設や施策等に関する県民への周知を強化することで、困難な問題を抱える女性が、その問題に応じた必要な支援をスムーズに受けられるようにする必要があります。

- 近年の生活環境の変化や、女性が抱える問題の多様化等によって、困難な問題を抱える女性のニーズも変化していますが、そのような状況にあって、女性相談支援センターにて実施している一時保護に対しては、入所のハードルの高さや、入所中

の行動制限の強さを指摘し、見直しを求める声が上がっています。

保護を受ける方の安全の確保を前提に、民間団体との連携による一時保護委託先の拡大や、各種条件・制限の緩和なども検討しつつ、より利用しやすい一時保護のあり方を探っていく必要があります。

○ 自立の支援について

- 困難な問題を抱える女性の中には、本人が障害・疾患等の課題を抱えていたり、社会的に孤立していたりして、自立が容易ではない状態に置かれている女性も多く存在しています。

それぞれの女性における、自立を困難にしている要因を理解し、心身に対する専門的なケアや、地域の支援機関・福祉サービスとつなぐための情報提供や支援等を通じて、問題解決に向けて包括的な対応を行っていく必要があります。

- 上記の一方で、女性を取り巻く社会環境についても、安定的な生活を営むための住居や生活費の確保、育児と仕事の両立、パートナーとの関係性等の面で、困難な問題を抱える女性の自立を難しいものとする要因が多くみられます。

居住・就労や金銭面、司法手続き等に関する支援を行うことで、困難な問題を抱える女性が自立しやすい環境を整える必要があります。

- 一時保護が終了した際や、施設から退所し、地域での生活に移行した場合などにおいて、その時点で完全に問題が解決している場合は少なく、自立した生活の確立のためには、定期的な連絡、相談の機会や居場所の提供等のアフターケアが重要となります。

母子生活支援施設の職員や相談員のアンケート回答においても、その重要性が強く認識されていましたが、その一方で、人員や時間が不足しているという意見も寄せられていたことから、アフターケアを行うための体制整備の必要があります。

○ 支援体制の充実について

- 困難な問題を抱える女性が抱えている問題は多様かつ複雑であることから、福祉、子育て、教育、医療、居住、就労、司法等、非常に多岐にわたる分野における支援が必要となることが想定され、効果的な支援のためには、各関係機関や団体の間で、お互いの取組を理解し連携することが重要となります。

そのため、会議や研修等を活用し、各機関・団体間でのより密接な情報や認識の共有を図ることで、困難な問題を抱える女性が、問題の性質や状況に応じた適切な分野や段階の支援を受けられる体制を整える必要があります。

- 女性支援においては、行政とは別個の機関として独自の支援を行う民間団体もあります。こうした民間団体は、柔軟性のある支援を可能としていたり、これまでの活動の中で蓄積された知見、経験等を有していたりする場合が多く、本県にもそのようなノウハウ等を駆使して、シェルターの開設、居場所づくり、講演会等の支援活動を

行っている団体が存在しています。

一方で、そのような民間団体は、人材や資金等の部分で脆弱さを抱えている場合も多く、支援活動の継続や質の向上のためには、行政機関の関与が重要となる面もあります。

より広範で効果的な支援を実現するためには、公的機関の間だけではなく、そのような民間団体との連携も不可欠なものとなることから、今後計画を実施していくに当たっては、互いの活動を補完するための財政的な補助も視野に入れながら、民間団体との密接な関係を構築し、協働していく体制を整備する必要があります。

- 多様かつ複雑な問題を抱える女性に対応するためには、女性相談員等の担当職員が、様々な分野に関する専門的知識の習得や資質の向上を図ることも重要であり、支援者のアンケート回答においても、そのような機会を望む意見が多数寄せられている状況にあります。

より多様な研修に、より多くの機関から多くの職員が参加できるようにするなど、担当職員のスキルアップを促進する場を充実させることで、困難な問題を抱える女性が受けることのできる助言や情報提供等の支援の質の向上を行う必要があります。

また、そのためには、担当職員がそのような研修等に積極的に参加できるよう、職場の配慮や職場環境の整備に努めるなど、職員の処遇について見直すことも重要であると考えます。

第3章 基本目標等

1 基本目標と施策

現状と課題を踏まえ、本計画では以下のとおり4つの基本目標と、それぞれの基本目標に関する施策を掲げています。

これらの施策を推進し、困難な問題を抱える女性等に対するより効果的な支援を実現します。

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の促進	●困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上 ●DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化 ●中高校生や大学生等に対する人権教育の推進やデートDV防止等の啓発 ●教員に対する研修や教育体制の充実
基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実	●会議・研修等による相談・支援体制の強化 ●外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実 ●支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進 ●利用しやすい一時保護の体制づくり ●民間団体との協働による一時保護体制の強化
基本目標Ⅲ 自立支援の強化	●保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援 ●女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施 ●住宅確保や就労等の生活安定に向けた支援 ●退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備
基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上	●市町村等と連携した取組の推進 ●支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築 ●女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善 ●民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立



2 数値目標

本計画においては、計画の進捗状況を可視化するため、基本目標とは別個に、以下の4つの指標について数値目標を定めます。

①連携・協働する民間団体の数

課題の項でも述べたとおり、柔軟性のある支援方法や、独自の知見・経験等を有している民間団体は、より広く効果的な女性支援のために重要な存在ですが、現時点でそういった団体との密接な連携関係を築くことはできていない状況にあるため、これを構築し協働することを目指します。

②一時保護の終了者に対する、アフターケアの実施数

女性相談支援センターにおける一時保護（一時保護委託を含む）については、課題が完全に解決しないまま退所する女性も少なくないことから、本計画の策定を機に、アフターケアを希望する女性に対しては、漏れなく実施することを可能とする体制を目指します。

③女性相談員を配置する市町村数

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な行政機関である場合が多く、アンケート調査においても、最初に相談する機関は市町村が多いという結果が出ていますが、現時点で専門の女性相談員を独自に配置している市町村は1つにとどまっています。

女性相談員を配置する市町村が増加することによって、困難な問題を抱える女性が専門性の高い支援をより受けやすい環境を整えるべく、市町村に働きかけていきます。

④困難女性支援法に基づく市町村基本計画を策定した市町村数

困難女性支援法においては、都道府県基本目標の策定が義務づけられているとともに、市町村基本目標の策定も努力義務とされています。個々の市町村がその実情に応じて定めた基本計画は、一人ひとりの女性に寄り添った支援を実施していくうえで効果的なものとなるため、上記の女性相談員の設置と同様に、市町村に策定を働きかけていきます。

以上の4つの指標について、数値目標を以下のとおりとし、基本目標と同様に、その実現に向けて施策を推進していきます。

指標		単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①	連携・協働する民間団体の数	団体	0	1以上
②	一時保護の終了者に対する、 アフターケアの実施数	人	—	必要とする方全て
③	女性相談員を配置する市町村数	市町村	1	13
④	困難女性支援法に基づく市町村基本計画を 策定した市町村数	市町村	0	25

第4章 基本目標別施策

基本目標Ⅰ 教育及び周知啓発の促進

●困難な問題を抱える女性等の社会的認知度の向上

統計資料によると、女性相談支援センターや女性相談員に寄せられる相談の内容は、「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「精神的問題」、「仕事・収入・住居等の経済的問題」など多岐にわたっており、本県の女性も多くが、DV被害以外にも、女性特有の様々な問題に直面していることが分かります。そのため、困難女性支援法の趣旨・目的を広く地域社会に浸透させ、全ての困難な問題を抱える女性に必要な支援が行き届くことを目指します。

アンケート調査によると、相談機関をウェブサイトで知ったという回答が多いことから、美の国あきたネットのホームページに困難女性支援法の目的や関連する施策について分かりやすく掲載し、広く県民に認知が広がるよう努めます。

また、市町村、民生委員、児童委員、保護司、保健所、警察、家庭裁判所、公共職業安定所（ハローワーク）、母子生活支援施設、学校、教育委員会、市町村 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会、民間団体等、多くの関係機関と連携して認知度の向上を図り、困難な問題を抱える女性が迷わずに女性相談支援の窓口につながるよう努めます。

●DV防止キャンペーン等による啓発・広報等の強化

DVを防止するためには、お互いの人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識を地域社会で共有していくことが必要となることから、県では、11月をDV防止推進月間と定め、DV防止と関連の深い児童虐待防止の啓発活動と合同でキャンペーンを実施しています。

また、困難な問題を抱える女性にはDV被害者も含まれることから、キャンペーンでは困難な問題を抱える女性への施策や支援内容についても啓発・広報等を実施します。

市町村や関係機関とも連携して効果的な啓発・広報等に努め、外国人、高齢者、障害のある女性等が支援を必要とする場合も迷わずに女性相談支援窓口やDV相談窓口につながるよう努めます。

●中高生や大学生等に対する人権教育の推進やデートDV防止等の啓発

若年層に対する人権教育やデートDV等に関する普及啓発は、繰り返し行うことで予防効果が高まることから、中高生や大学生に対して「被害者にも加害者にもならない」ための啓発物を配布し授業等での人権教育を推進し、性別に関わりなく、互いに認め合い、思いやりのある関係を築けるよう、若い世代や、ひいては乳幼児期からの意識の高揚を図ります。

●教員に対する研修や教育体制の充実

教職員や支援者向けの研修を行い、若年層への人権教育やデートDV等の普及啓発の重要性について伝えていくとともに、性暴力被害や望まない妊娠など困難な問

題を抱える若年女性への支援の重要性についても研修等を通じて理解が増進されることを目指します。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性に関する県民への周知	困難女性支援法及びその趣旨についての県民の認知を高めるとともに、女性が抱える多様で複雑な問題に対する理解を促進するために、地域・家庭福祉課ホームページや各種イベント等の機会を活用して周知に努める。
2	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行うことができる体制を構築する。
3	「許さない。DV」キャンペーンの実施	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。
4	出前講座の活用等による啓発・広報	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、関係団体からの講師依頼についても対応をする。
5	DV防止リーフレット等の作成・配布	DVの被害者にも加害者にもならないための啓発リーフレットや、被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、教育・行政機関や障害福祉サービス事業所、産婦人科を中心とする医療機関、民間支援団体等の協力により幅広く配布する。
6	女性相談支援センターのしおりの配布及びホームページの充実	女性相談支援センターの業務や事業について理解と協力が得られるよう、女性相談支援センターのしおり等を関連会議等で活用するほか、ホームページを充実させる。
7	犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	犯罪被害者等のおかれている状況及び犯罪被害者支援の必要性について、様々な機会を活用し県民の関心と理解を深める。
8	基本計画の周知	本県における困難な問題を抱える女性等に関する現状・課題や施策の方向性について認知してもらうため、計画の趣旨や内容について、会議・研修会や地域・家庭福祉課ホームページ等を活用して広く周知に努める。
9	若年層に対する困難な問題の啓発	若年層に対し、特に望まぬ妊娠や性加害等の若年層に多い問題を中心として、女性特有の困難な問題の予防を図るため、デートDV等に関する普及啓発活動に併せ、DV以外の多様な困難な問題についても啓発する。
10	男女共同参画に関する意識の醸成	ライフプランニング学習副読本の活用や、高校からの依頼に応じデートDV予防セミナーの講師を紹介のほか、男女共同参画センター等により情報及び研修機会の提供を行う。
11	乳幼児期からの人権教育の充実	保育者、友達、保護者等との触れ合いを深める直接的・具体的な体験活動を通し、乳幼児期にふさわしい道徳性・人権感覚の芽生えを培う教育・保育の充実を図る。
12	人権教育の取組の充実	学校教育の指針(県教育委員会作成)に、人権教育の重点事項を掲載し、各学校において各発達段階及び障害の程度等に応じた人権教育の取組の充実を図る。
13	家庭教育支援の充実	家庭教育関係者を対象とした研修等の機会を通じて、家庭教育の様々な課題を共有し、困難な問題を抱える女性やDV被害について、全ての保護者が充実した家庭教育を行うことや、社会全体で支援していくことの重要性・必要性を啓発する。
14	社会教育アドバイザーの配置	生涯学習課、北教育事務所、南教育事務所に社会教育アドバイザーを配置し、教育委員会や児童生徒の保護者等に指導・助言する。

15	県庁出前講座の実施 （「家庭教育の充実」等）	保護者や教員等を対象に、家庭教育学級やPTA研修・就学時健診等を活用し、家庭教育に関することや子どもたちの健全なインターネット・SNS利用の問題をテーマにした講座を実施する。
16	デートDV予防ハイスクール・セミナー	互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDV予防について、生徒が「被害者にも加害者にもならない」よう適切な指導を行う。
17	教員研修の充実	教員の指導力の向上を図るため、総合教育センターにおける研修会・講座や、校内研修会・事例研究会、各地域ごとの講演会等を実施し、多様性や人権擁護等の各種知見を得る機会を設ける。
18	教育相談活動の充実	教育相談部が生徒指導部や保健部と連携を深め、教員間の情報交換を進める。 特にいじめについては、いじめ防止対策組織との連携も密にし、生徒が健やかに成長できるよう環境づくりに努める。
19	教職員に対するデートDV 予防・対策研修の実施	生徒間の交際によるデートDVが発生する可能性のある、中学校・高等学校の教員等に対して、その予防や対応に関する知識・技能を身につけるための研修を実施する。

基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実

●会議・研修等による相談・支援体制の強化

困難な問題を抱える女性等は社会的に孤立し、精神的な問題や経済的な問題を複合的に抱えていることが多いため、困難な問題を抱える女性等が、どの窓口相談したとしても、女性相談支援の窓口につながり、女性相談支援の担当者は的確に相談の主訴を捉えて、関係機関と連携して支援に当たれるよう相互理解とネットワーク体制を強化します。

県は女性相談支援の担当者向けの会議や研修を通して、連携に関する事例紹介や演習を行い、女性相談支援の担当者が関係機関の制度や支援内容を理解し、円滑に連携が行われるよう努めます。

また、県、市町村、民間団体等の初任者向け研修を年度当初に集合型で開催し、お互いに顔の見える関係性を早期に構築して、支援者間の円滑な連携に努めます。

●外国人、障害者、高齢者への相談・支援の充実

・外国人被害者への支援

秋田県内の在留外国人数は年々増加しており、公益財団法人秋田県国際交流協会内に設置されている秋田県外国人相談センターに寄せられる相談も今後増える可能性があることから、外国人からの相談に対し同センターと連携を密にして支援に当たります。

・高齢者への支援

高齢者が女性相談支援センターの一時保護に至るケースがあり、その背景には本人や家族の認知症がある場合が多いため、高齢者も気軽に相談できる機関として支援を行っていくほか、高齢者からの相談に関しては地域包括支援センター等とも綿密に連携した相談支援に努めます。

・障害者への支援

令和5年度に複合化施設（秋田県子ども・女性・障害者相談センター）が開所し、女性相談と障害者相談への対応が緊密な連携のもとで行えるようになりました。

また、市町村においては、地域自立支援協議会の開催や、身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談支援活動が行われており、より一層、障害者相談との連携を図るよう努めます。

・各相談窓口への周知

外国人・高齢者・障害者においても女性特有の問題が存在するため、各相談窓口では丁寧な対応が必要となります。そのため、困難女性支援法の制度や支援内容について各相談窓口に対して周知し、支援を必要とする全ての女性へ支援が行き届く

ようにする必要があります。

・DV加害者への支援

DV加害者に対する支援は、暴力の根源を断ち暴力被害を繰り返さないためにも重要です。加害者が、アルコール・薬物依存やうつ病等の精神疾患等により暴力が出現している場合は、加害者及び被害を受けている家族からの相談に積極的に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な支援や専門的な相談に繋がるよう努めます。

●支援機関・団体・施設等の認知・理解の促進

県の支援調整会議を設置し、関係機関が相互理解と連携を深め、支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換が行えるように努めます。

また、会議では女性相談支援に関する支援内容や普及啓発等の施策に関して検証を行い、困難な問題を抱える女性等への支援が広く地域社会に認知され、理解が促進されることで支援の輪が広がることを目指します。

●利用しやすい一時保護の体制づくり

・一時保護の支援

困難女性支援法では、困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細かな支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することが目的とされていることから、困難な問題を抱える女性等を一時保護するに当たっては、そのニーズに応じた柔軟な支援を行う必要があります。

DV被害者の場合は、身の危険を感じ、着の身着のまま避難する場合もあるため市町村、警察、DV相談支援センター等の関係機関と連携し、安全確保に努めるとともに、24時間受入が可能な体制を継続します。

また、困難な問題を抱える女性等の居住地の近くで保護した方が本人にとって便利な場合や、加害者の追跡があるため居住地から離れた場所で保護する場合等があるため、県内7か所の母子生活支援施設とは委託契約を継続し、困難な問題を抱える女性等の安全確保に努めます。

・一時保護所の運営改善

アンケート結果には、女性相談支援センターの一時保護が利用しづらいとの意見が多くあったことから、一時保護所の運営改善に組織的に取り組みます。

国の困難女性支援基本方針には、『一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されており、課題となっている点を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要である。』とあることから、一時保護を必要とする困難な問題を抱える女性等のニーズ把握に努め、市町村、警察、民間団体等の関係機関とも会議等を通じて意見交換を行い、課題を検証したうえで、

保護を受ける方の安全の確保を前提としつつ、一時保護所の運営の見直しと改善を行います。また、必要に応じて予算の確保に努め、より利用しやすい一時保護所となることを目指します。

・利用者への説明

女性相談支援センターが一時保護や一時保護委託を行うに当たっては、困難な問題を抱える女性等に対して、その状況における見立て（アセスメント結果）や一時保護が必要となる理由を分かりやすく丁寧に説明し、そのうえで一時保護所で生活するために必要な制限を伝え、困難な問題を抱える女性が自身が置かれている状況を正確に把握し判断できるよう努めます。

・関係機関との連携

市町村、警察、民間団体等の関係機関に対しても、女性相談支援センターが一時保護を行う際の基準となる手引き等を共有し、相互に理解を深めることで円滑な一時保護が行われるよう努めます。

・一時保護機能の充実

女性相談支援センターの一時保護所では、保育士、看護師、心理担当職員等を配置して、困難な問題を抱える女性や同伴児童等が安全な環境で安心して過ごせる体制を整備しています。

同伴児童の面前でDVがあった場合は、心理的虐待に当たるため、児童相談所と連携して支援に当たり、心理担当職員は同伴児童の心理的なケアを行います。学習については、同伴児童の希望に添えるよう、在籍校と連携しながら学習支援に取り組めます。

また、一時保護所は居室等がバリアフリーとなっているため、介護を要しない高齢者や障害者も、緊急時には短期間の受入が可能となっています。介護が必要な場合は関係機関と連携して安全な受入先について支援を行います。

被害者が男性である場合には、女性相談支援センターの一時保護所では保護できないため、男性の状況に応じた避難先の確保について支援を行います。

●民間団体との協働による一時保護体制の強化

上記のように女性相談支援センターが一時保護や一時保護委託を実施している一方で、困難な問題を抱える女性の多様なニーズに対応するためには、行政の事業だけでは十分とは言えません。

そのため、困難な問題を抱える女性の状況を十分に把握したうえで、民間団体が運営するシェルター等、民間団体の強みを生かした支援を効果的に活用できるよう、民間団体と協働で一時保護が効果的に機能するよう努めます。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
2	支援調整会議の設置	困難な問題を抱える女性等に対し、早期に円滑かつ適切な支援を実施するため、民間団体を含む幅広い関係機関が参画する支援調整会議を設置し、支援の方向性等について協議する。
3	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
4	研修会等への参加の働きかけ	DVや困難な問題を抱える女性に関する理解を深め、当事者の早期発見、支援に結びつけるため、市町村職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者、医療機関、メンタルヘルスサポーター、母子保健コーディネーター等に対し研修会等への参加を働きかける。
5	母子保健連絡調整会議等を通じた知識の習得	こども家庭センター等において、市町村の保健師が行う支援を通じて問題の早期発見ができるよう、母子保健連絡調整会議等の中で困難な問題を抱える女性等に関する知識の習得を図っていく。また、発見時に関係機関等と連携した支援が行えるよう働きかけていく。
6	市町村に対する助言・情報提供	市町村職員を対象とした困難な問題を抱える女性等の支援に関する研修や会議の開催と、市町村における支援に当たっての技術的な助言や情報提供を実施する。
7	市町村向けDV相談マニュアルの活用	市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。
8	外国人相談センターによる相談業務の実施	外国人相談センター及び県内地域振興局単位で配置した地域外国人相談員とのネットワークにより、困難な問題を抱える外国人の女性からの相談体制の充実を図る。
9	外国人への通訳の確保	日本語の不自由な、困難な問題を抱える外国人の女性についての相談や支援のため、外国人相談センター等と連携し通訳者の確保に努める。
10	外国人相談センター及び地域外国人相談員への研修機会の提供	困難な問題を抱える外国人の女性からの相談に最初に対応する可能性がある地域外国人相談員等に対し、基礎的な知識習得の機会を提供する。
11	知的・精神障害者への支援に関する連携強化	子ども・女性・障害者相談センターの開設に伴い女性相談支援センターと精神保健福祉センターが一体化したことから、知的・精神障害を抱えた困難な問題を抱える女性等に対して、センター間の連携を強化しより専門的で効果的な支援を行っていく。
12	手話通訳者等の支援	聴覚障害者等手話通訳や要約筆記が必要な被害者からの相談・保護に対応するため、手話通訳者等を養成し、市町村の派遣事業を支援するとともに、手話通訳者等に困難な問題を抱える女性等への理解を深めてもらうため、研修会等への参加を促す。
13	Eメール相談の実施	聴覚障害や言語障害を持つ困難な問題を抱える女性等からの相談や、ネット利用者に対応するため、Eメールによる相談を実施し、必要時は来所相談や関係機関の情報提供を行う。
14	障害者虐待に関する啓発や関係機関との連携強化	市町村や施設管理者・従事者を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修を行い、障害者虐待防止等への理解を深め、各分野における専門性を強化する。 また、パンフレットの配布により県民・事業者への啓発を図る。
15	高齢者の相談・支援の実施	高齢者である困難な問題を抱える女性が、その問題を認識し女性相談の窓口を利用できるよう周知するとともに、一時保護等の女性支援施策の適切な実施に努める。

16	地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の支援	地域包括支援センターの担当者が、高齢者を含む困難な問題を抱える女性等に対して速やかに弁護士、社会福祉士等の専門職による助言を受けられるよう、社会福祉士会を窓口とした随時相談で対応する。
17	高齢者虐待防止に関する研修等の実施	地域包括支援センター等の権利擁護担当者向けの事例検討会の開催や、虐待防止ネットワーク構築に向けた研修会を開催し、担当者の資質向上を図る。
18	全県統一したDV加害者対応の実施	関係機関の研修等を活用し、「加害者対応マニュアル」(内閣府男女共同参画局作成)等に準拠した対応の確認や関係部署との役割分担の明確化等により各関係機関がDV加害者に対して統一した対応を行うことができるようにする。
19	うつ病対策	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業等を引き続き実施する。
20	依存症関連相談支援	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、支援者や当事者、家族らへのアルコール・ギャンブル等依存症薬物関連問題に対する関心と理解を深め、支援技術の向上を図るための研修会、断酒会等各自助グループ等への技術的支援や情報交換等を行い、嗜癖依存症関連問題の解決に向けた支援を行う。
21	心理担当職員の配置	女性相談支援センターに心理担当職員を配置し、困難な問題を抱える女性等に対しカウンセリング等を実施する。
22	出張心理相談事業	女性相談支援センターの心理担当職員が各DV相談支援センター等へ出向き、相談活動を実施する。一時保護を終了した者にも本事業により継続的な支援を実施し、退所後のアフターケアとしても活用していく。
23	性別を問わず相談しやすい環境の整備(DVについて)	DVに関する相談については、DV相談支援センターにおいて男女問わず相談に応じていることをウェブサイト上の表記を工夫するなどして県民に周知していく。 性別を問わず対応する体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。
24	警察におけるDV相談対応	警察がDV被害者から相談を受けた場合は、相談機関、警察署長等の援助制度、保護命令制度、防犯指導などの必要な情報を提供する。 また、DV被害者からの相談に適切に対応するため、他機関との連携の強化を図る。子どものいる世帯については、児童虐待の可能性を視野に子どもの身体確認等を徹底し、情報提供する。
25	通報を受けた場合の警察の対応	通報等によりDVが認められる時は、暴力の制止、被害者の保護その他DV被害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、被害者の意思を尊重しながら関係機関と連携して速やかに対応する。
26	保護命令発令後の対応	警察で裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、DV被害者に対して被害防止の情報提供や緊急時の迅速な通報等を教示し、更に親族等への接近禁止命令も発令された場合は、親族等に対しても同様の教示を行う。また、加害者に対し、保護命令の趣旨や法令遵守の指導警告を行う。
27	支援機関、団体、福祉施設等の周知	女性支援を行っている機関、団体、施設等について、その支援内容を含め広く周知を行うことで、困難な問題を抱える女性等が問題に応じた必要な支援を受けやすくする。 また、会議や研修等を利用してそれら各機関、団体、施設等の間でも支援内容を共有し、相互理解を促進する。
28	「許さない。DV」キャンペーンの実施(再掲)	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。
29	出前講座の活用等による啓発・広報(再掲)	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、関係団体からの講師依頼についても対応をする。

30	DV防止リーフレット等の作成・配布(再掲)	DVの被害者にも加害者にもならないための啓発リーフレットや、被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、教育・行政機関や障害福祉サービス事業所、産婦人科を中心とする医療機関、民間支援団体等の協力により幅広く配布する。
31	一時保護の対応拡充の検討	多様な問題を抱える女性のニーズに寄り添った、安全で利用しやすい一時保護を実現するため、保護の条件や、状況に応じた保護中の行動制限のあり方等について検討する。
32	一時保護委託事業	委託契約を締結している施設等において、困難な問題を抱える女性と同伴家族を一時保護する。 委託先については、社会福祉施設等のほか、民間団体が運営するシェルター等も選択肢として、保護対象者が抱える問題や緊急性等に応じた柔軟で幅広い対応ができるよう努める。
33	一時保護所への専門職種の配置	同伴児童への対応や、一時保護対象者へのきめ細かい養育支援ができるよう、専任の保育士や看護師等の専門職種を配置する。
34	同伴児童に関する相談体制の充実	児童相談所において、24時間体制で同伴児童に関する相談に対応する。
35	被害者の同伴児童への心のケア支援	DV目撃等による心理的虐待の影響を確認し、必要に応じて児童相談所への情報提供等を実施する。
36	児童相談所における同伴児童の一時保護	同伴児童について、児童相談所一時保護所への入所が必要な場合は、児童相談所と協議し一時保護を実施する。
37	男性DV被害者の対応検討	男性DV被害者の実態把握に努め、一時保護委託の必要性等について引き続き検討する。
38	DV被害者の一時避難費用補助	殺人などの凶悪事件に発展することを防止するため、危険性・緊急性の高いDV被害者がホテルなどに一時避難する際の宿泊費の全額補助を実施する。
39	DV被害者の移送体制の整備	警察による移送にあたっては、市町村、女性相談支援センター、県福祉事務所及び警察が連携・協力してDV被害者の安全確保を行うことに加え、二次的被害防止のため、女性職員や複数職員による対応を行うなど、被害者に配慮した移送体制の整備に努める。
40	保護施設等の退所後の安全確保対策	警察による退所時の防犯指導及び安全確保対策を依頼する。被害者に対しては、保護命令の申立等の情報提供を行い、安全確保に努める。退所後の相談に対しても継続して支援を行う。 関係機関と連携し、保護施設等の退所時に、警察署長等の援助制度、防犯指導などの必要な情報提供を行うとともに、緊急時に備えた通報等を教示し、被害者の安全確保対策を行う。

基本目標Ⅲ 自立支援の強化

●保護命令や離婚調停等司法手続きに関する支援

DV事案の根本的解決には法的な処理が必要となる場合が少なくないため、保護命令制度や離婚に関する法制度に関する情報提供や助言を行うとともに、弁護士等の専門家による法律相談会、法テラスによる法律扶助制度等について情報提供を行います。また、困難な問題を抱える女性等が一時保護中の場合は同行により手続きの支援を行います。

あわせて、市町村、警察、民間団体等の関係機関にも会議等を通じて保護命令制度等について説明を行い、支援者の間で理解を深め、困難な問題を抱える女性等への自立につなげます。

困難な問題を抱える女性等が離婚を希望する場合には、当事者同士の話し合いが難しい場合が多く、離婚に関する手続きや、子どもの親権等に関する法律相談について情報提供し、専門家や関係機関等と連携をとりながら支援に努めます。

●女性相談支援センターの心理担当職員や精神保健福祉相談等によるメンタルヘルスケアの実施

女性相談支援センターには、心理担当職員や嘱託医を配置して困難な問題を抱える女性等の希望に応じて心理面接を行っており、さらに、心理担当職員は県各福祉事務所に配置している女性相談員と連携して出張心理相談も行っております。

令和5年度から、女性相談支援センターは複合化施設（子ども・女性・障害者相談センター）となったことから精神保健に関する相談や支援も緊密な連携のもとで行うことが可能になりました。

今後は、ニーズの把握に努めながら民間団体等と連携して、困難な問題を抱える女性等が自らの経験や困っていることを気軽に話せる居場所づくりを検討し、心理的なケアに資するよう努めます。

そのほか、研修会等を開催し、依存症やうつ病に関する正しい知識の普及に努めるほか、電話等による相談活動を行います。

●住宅確保や就業等の生活安定に向けた支援

母子生活支援施設の入居者等へのアンケート調査では就職や就労継続に不安について多く回答されていたことから、公共職業安定所（ハローワーク）、ひとり親家庭就業・自立支援センターと連携し、母子生活支援施設に対し就業支援に関する情報を提供していきます。

また、母子生活支援施設と連携し、入居者が安心して就労が継続できるよう、健康保険、年金、児童扶養手当、保育所等の利用等に関する情報提供やその手続きについて支援を行うよう努めます。

DV被害者については、市町村に対し住民基本台帳の閲覧制限の適切な運用を求

めていきます。

女性相談支援センターの一時保護所や女性自立支援施設に入所中の困難な問題を抱える女性等については、就職や就労継続について、必要に応じて同行により支援を行います。

●退所後のアフターケアを十分に行える体制の整備

困難女性支援基本方針には、『地域生活への移行に際しては、万全の状態が整ってからよりも、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行する場合が多い。自立がすなわち孤立とならないように、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。』とあることから、困難な問題を抱える女性等の求めに応じて、一時保護所や女性自立支援施設を退所した後のアフターケアを一層充実できるよう、市町村や福祉事務所などの関係機関と連携しながら体制の構築に努めていきます。

また、女性相談支援センターや女性相談員が支援を行っていた困難な問題を抱える女性等が母子生活支援施設や民間シェルター等に入所した場合は、福祉事務所や民間団体等の関係機関と連携を図りながら入所後の状況把握に努め、必要に応じて訪問による支援を行い、状況が安定したことをもって支援を終結するよう努めます。

◎ 主な取組と内容

番号	主な取組	取組内容
1	司法手続きについての情報提供及び同行	離婚調停、保護命令等についての司法手続きの情報提供をするとともに、職員の援助が必要な場合は、申立書の記入方法の助言や裁判所への同行などの支援を実施する。
2	保護命令制度の周知	保護命令制度について情報提供し、申立先の裁判所の紹介や申立書等の記入方法について助言する。
3	無料法律相談の実施	中央男女共同参画センターの相談室において、弁護士による無料法律相談日を設ける。
4	法律扶助制度等の情報提供	司法手続きを進めるうえで利用できる「法律扶助制度」や無料法律相談に関する情報収集及び情報提供をする。
5	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
6	心理担当職員の配置(再掲)	女性相談支援センターに心理担当職員を配置し、困難な問題を抱える女性等に対しカウンセリング等を実施する。
7	出張心理相談事業(再掲)	女性相談支援センターの心理担当職員が各DV相談支援センター等へ出向き、相談活動を実施する。一時保護を終了した者にも本事業により継続的な支援を実施し、退所後のアフターケアとしても活用していく。
8	うつ病対策(再掲)	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業等を引き続き実施する。
9	依存症関連相談支援(再掲)	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、支援者や当事者、家族らへのアルコール・ギャンブル等依存症薬物関連問題に対する関心と理解を深め、支援技術の向上を図るための研修会、断酒会等各自助グループ等への技術的支援や情報交換等を行い、嗜癖依存症関連問題の解決に向けた支援を行う。

10	心理相談 地域精神保健福祉対策	精神保健福祉センターにおいて、電話及び対面での相談を実施し、必要に応じて女性相談支援センター・医療機関等との連携を図る。 また、精神保健福祉センター及び保健所において、関係機関と連携しながら医師、保健師、心理判定員による相談や訪問活動を実施するとともに、地域精神保健福祉対策の普及啓発を行う。
11	母子生活支援施設等への入所	困難な問題を抱える女性及びその子どもの心身の健康や安定において必要と判断される場合は、母子生活支援施設や女性自立支援施設への入所に向けて調整する。
12	県営住宅入居の優遇措置	居住を確保するため、DV被害者等で条件を満たす場合は、県営住宅入居申込の抽選において当選確率が一般応募の2倍となる優遇措置を実施する。
13	公営住宅に関する市町村への情報提供	DV被害者の市町村公営住宅の入居に関し、優先入居、目的外使用による一時的な受入れが可能なものであることを周知する。
14	社会福祉施設等への入所	入所申込時における身元引受人の取扱いについて、被害者の状況に応じて柔軟に対応するよう理解を求める。
15	身元保証人確保対策事業の導入	必要に応じて、身元保証人確保対策事業を導入する。
16	公共職業安定所(ハローワーク)に関する情報提供・周知	求人に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて同行支援する。 また、公共職業安定所(ハローワーク)が実施するひとり親や障害者等の就労支援に関する取組の周知を図り、困難な問題を抱える女性等の就業を促進する。
17	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、被害者に対して、求人情報やヘルパー講習会等の情報を提供するなど、就業について支援する。
18	生活保護、児童扶養手当等の金銭的な支援制度に関する情報提供等	生活保護、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金支給事業等の金銭的な支援制度の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。
19	健康保険に関する手続き等の支援	健康保険証の資格喪失について、DV被害者に係る被扶養者認定手続き等の情報提供やDV被害者を世帯から外すときに必要な証明書を発行する。
20	「住民基本台帳の閲覧等の制限」の適正な運用	住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付請求があった場合、DV被害者保護のための措置が適正に運用されるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係機関への情報提供などを行う。
21	市町村における女性相談員の設置の促進	女性相談員を設置する市町村が増加することで、困難な問題を抱える女性の相談・支援における利便性等が向上するとともに、職員の業務・配置の見直しや研修等の機会の確保にもつながることから、市町村に設置を働きかける。
22	女性相談支援センターにおけるアフターケア実施体制の整備	女性相談支援センターにおける、一時保護の終了後等のアフターケアをより効果的に実施できるよう、必要な知識や技能を習得するための研修等の実施や職員の勤務条件の見直し等について検討する。
23	他機関と連携したアフターケアの実施	母子生活支援施設や民間シェルターの退所者等に対するアフターケアについて、施設や民間団体との連携による実施の可能性を探っていく。
24	保護施設等の退所後の安全確保対策(再掲)	警察による退所時の防犯指導及び安全確保対策を依頼する。被害者に対しては、保護命令の申立等の情報提供を行い、安全確保に努める。 退所後の相談に対しても継続して支援を行う。 関係機関と連携し、保護施設等の退所時に、警察署長等の援助制度、防犯指導などの必要な情報提供を行うとともに、緊急時に備えた通報等を教示し、被害者の安全確保対策を行う。

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と支援者の専門性向上

●市町村等と連携した取組の推進

最も身近な行政主体である市町村においては、啓発活動のほか、地域に根ざしたきめ細かな支援や自立支援策の充実が期待されており、対応に当たっては、住民サービスの各窓口担当者が潜在化している困難な問題を抱える女性や支援を求めているDV被害者に対して共通認識を持ち、連携していくことが非常に重要となります。

県では市町村の女性相談支援・DV被害者相談担当者の研修を行い、市町村窓口の連携や関係機関との連携について事例検討や演習を行います。また、その研修には県、DV相談支援センター、民間団体等の関係機関も参加して支援者間の連携強化に努めます。

●支援調整会議等を通じた関係機関との協力体制の構築

困難な問題を抱える女性等の発見から自立に至る支援の過程では、市町村、民生委員・児童委員、保護司、保健所、警察、家庭裁判所、公共職業安定所（ハローワーク）、母子生活支援施設、学校、教育委員会、市町村 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会、弁護士、民間団体等の関係機関がそれぞれの役割を生かし、協力して支援していくことが必要となります。

現在、県では配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を5つの地域で開催しており、多数の関係機関に参加いただき連携強化に努めていますが、今後は困難な問題を抱える女性の支援に関しても施策の周知や事例検討を行い、当面の間は支援調整会議に代わる会議として開催します。

一方で、困難な問題を抱える女性等への支援は、より身近な地域で主体的に行うことが望ましいため、本計画では、現在、県と秋田市が配置している女性相談員を各市（福祉事務所）に配置することを目標としています。

また、支援調整会議が各市（福祉事務所）において組織されるよう、先進自治体の取組状況や国の補助事業について情報提供に努め、地域ごとに困難な問題を抱える女性等への支援が充実することを目指します。

なお、県の支援調整会議は県全体の会議として設置しますが、今後、市の支援調整会議の設置が進めば、現在の配偶者暴力相談支援ネットワーク会議の規模を縮小し、県各福祉事務所が町村の支援調整会議を設置していくように努めます。

●女性相談員等担当職員の専門性向上と処遇改善

支援担当者のアンケート調査によると、共通して専門的な研修の不足や人員の不足を感じるといった回答があるため、市町村、社会福祉協議会、母子生活支援施設、民間団体等の関係機関の支援担当者と合同で事例検討や演習を含んだ研修の実施に努めます。

また、県の女性相談員は全国女性相談支援員研究協議会等の全国研修に参加できるよう予算の確保に努めます。

人員の不足については、各市で女性相談員の配置が進んだ場合は、県の女性相談員を集約するなど人員の配置について効率化を図ります。

複雑で困難なケースへの対応等により、困難な問題を抱える女性等への支援に携わる支援者は、精神的に多くの負担を抱えていることから、心身の健康を損なうことのないよう、研修を通じてメンタルヘルスケアの充実に努めます。

●民間団体との協働による、対象者の状況に応じた支援体制の確立

困難女性支援基本方針において『困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支

援を実施している民間団体が存在しており、これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。』とあり、県内でも民間団体は困難な問題を抱える女性等の支援において行政の手が行き届きにくい対象者に対し、居場所づくりや女性相談サロンなど柔軟に対応しており、その活動が困難な問題を抱える女性等の自立につながっていることから、県でも女性相談支援センターやと民間団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら協働で支援する体制の確立を目指します。

◎ 主な取組と内容

	主な取組	取組内容
1	関係機関における認識の強化、情報共有・連携体制の構築(再掲)	行政・民間の各関係機関において、各種会議や研修等を利用して困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する認識や理解を深めるとともに、各機関の相談窓口や施策等に係る情報共有を行うなど、相互に緊密な連携のもとで支援を行える体制を構築する。
2	支援調整会議の設置(再掲)	困難な問題を抱える女性等に対し、早期に円滑かつ適切な支援を実施するため、民間団体を含む幅広い範囲の関係機関が参集する支援調整会議を設置し、支援の方向性等について協議する。
3	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
4	市町村における基本計画策定及び支援調整会議設置の促進	最も身近な行政主体である市町村において、困難な問題を抱える女性等に対して寄り添った支援を実施するため、市町村においても基本計画を策定するとともに支援調整会議を設置するよう働きかける。
5	市町村における女性相談員の設置の促進(再掲)	女性相談員を設置する市町村が増加することで、困難な問題を抱える女性の相談・支援における利便性等が向上するとともに、他の担当職員の業務・配置の見直しや研修等の機会の確保にもつながることから、市町村に設置を働きかける。
6	市町村向けDV相談マニュアルの活用(再掲)	市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。
7	市町村に対する助言・情報提供(再掲)	市町村職員を対象とした困難な問題を抱える女性等の支援に関する研修や会議の開催と、市町村における支援に当たっての技術的な助言や情報提供を実施する。
8	配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。
9	要保護児童対策地域協議会への参加	困難な問題を抱える女性等に対する支援と児童虐待防止対策との連携を強化するため、女性相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加を市町村に呼びかけていく。
10	広域連携の推進	県外の社会福祉施設等の活用など、広域的な取組が必要な場合、県域を越えた連携を推進する。
11	相談担当者専門研修	DVや困難な問題に関する理解を深め二次被害やさらなる問題の防止を図るため、DV相談支援センター、市町村、民間支援団体等の関係職員を対象に法的な知識の習得のほか、女性相談における基本的事項を含めた相談に必要な専門的な内容の研修を実施する。
12	犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会	犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解・認識を深めるとともに、支援に必要な知識等を習得するため、県や市町村担当者等を対象に研修会を実施する。

13	女性相談員会議	女性相談員が、困難な問題を抱える女性等に対し適切な相談対応や必要な援助・指導等ができるよう、女性相談員会議を年2回開催する。
14	研修会等への参加の働きかけ(再掲)	DVや困難な問題を抱える女性に関する理解を深め、当事者の早期発見、支援に結びつけるため、市町村職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、教育関係者、医療機関、メンタルヘルスサポーター、母子保健コーディネーター等に対し研修会等への参加を働きかける。
15	母子保健連絡調整会議等を通じた知識の習得(再掲)	こども家庭センターにおいて、市町村の保健師が行う支援を通じて問題の早期発見ができるよう、母子保健連絡調整会議等の中で困難な問題を抱える女性等に関する知識の習得を図っていく。また、発見時に関係機関等と連携した支援が行えるよう働きかけていく。
16	女性相談員等のスキルアップ	多様な困難な問題を抱える女性に対応しなければならない女性相談員等担当職員の、幅広い専門知識の習得や資質の向上を図るため、実践的な事例検討や研修等を行うほか、他課所や関係機関が行う研修についても受講の機会を捉え積極的な参加を促す。
17	女性相談員等の処遇改善	女性相談員等が、過大な負担なくスキルアップを図りながら職務を遂行していくことができるよう、配置や職務内容等の最適化について検討していく。 また、その専門性に見合った処遇についてもあわせて検討する。
18	ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関が集まる会議や研修会等の機会を利用して、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける機会の確保に努める。
19	メンタルヘルス事業の周知	関係職員向けのメンタルヘルス事業や精神保健福祉センターで実施している相談事業や研修事業など、活用可能な事業を積極的に周知する。
20	職員等の安全確保のための警察との連携	警察と連携し、DV被害者の追及等から職務関係者や親類、知人等支援者の安全を確保する。
21	民間団体との協働	独自の知見、人材、ネットワーク等を活かして柔軟で多様な支援を行っている民間団体と、密接に連携し協働する体制を整備することで、行政の手が届きにくい困難な問題を抱える女性等に対しても幅広く寄り添った支援を実現する。
22	民間団体の支援	行政機関と連携する民間団体が、活動基盤をしっかりと維持しつつ支援を継続・拡大できるよう、その自主性を尊重しつつ資金面等も含めた支援の実施を検討していく。
23	民間団体等の情報把握	県及び市町村が地域の民間団体等の情報把握に努め、さらなる連携・協働の可能性も探りながら、困難な問題を抱える女性等に対してより効果的な支援を提供できる体制を目指す。

【用語解説】

● 困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性のこと。

また、そのような問題を抱えるおそれのある女性を含む。

なお、本計画では、便宜上困難な問題を抱える女性とDV被害者を別個に記載している場合があるが、DV被害者である女性は困難な問題を抱える女性に含まれるものである。

● DV (Domestic Violence) : ドメスティック・バイオレンス

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的暴力なども含まれる。

(配偶者暴力防止法では、配偶者には事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含む。)

婚姻関係になく、同居もしていない恋人等の間における、特に比較的若い世代において交際の開始から日が浅い時期に発生する DVは、デートDVともいう。

令和5年度の内閣府の調査によれば、結婚の経験がある人のうち、女性は約4人に1人、男性は約5人に1人が、また、交際の経験がある人のうち、女性は約5人に1人、男性は約9人に1人が、それぞれDVを受けたことがあるとされている。

● 支援調整会議

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が、関係機関等を集めて設置する会議体。

困難な問題を抱える女性への支援に係る全体像等を扱う代表者会議、個別ケースの支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議、踏み込んだ支援が必要な個別ケースの詳細を議論する個別ケース検討会議に分けられ、より適切かつ円滑な支援のための情報交換や検討等を実施する。

参加する機関としては、県・市町村の女性支援担当部局のほか、警察、裁判所、公共職業安定所、母子生活支援施設、教育機関、社会福祉協議会、医療機関、弁護士会、民間団体等の様々な主体が想定される。

● ピアカウンセリング

何らかの共通点(同じような環境や悩み)を持つ(又は経験した)者が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングのこと。

● スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

●保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫を受けたDV被害者が、配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立により配偶者に対して発する命令。

（被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令等）

保護命令に違反すると2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられる。

●家庭教育

家庭において、父母やその他の保護者が子に対して行うもので、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和が取れた発達を図るもの。人間の一生において最初に行われる教育。

●社会教育

学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。

●こども家庭センター

妊産婦及び児童の福祉や、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関して必要な支援を包括的かつ計画的に行うことを目的として、市町村が設置する機関。

保育施設等の地域子育て相談機関と連携しつつ、妊産婦及び児童の福祉や母子保健に必要な情報の把握・提供、家庭等からの相談への対応、児童福祉や母子保健に関する調査及び指導、関係機関との連絡調整等を行う。

●依存症

特定の物質の摂取や行動に対して、「やめたくてもやめられない」状態になっていることをいい、本人や家族等周囲の人々の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

代表的なものとして、アルコール、薬物、ギャンブルなどへの依存症がある。

●地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

令和6年4月1日現在、県内に67か所が設置されている。

●児童虐待

児童虐待防止法においては、保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う身体的虐待（殴る・蹴る・縛る等）、性的虐待（性交・性的暴力・性的行為の強要等）、ネグレクト（保護の怠慢や拒否等）、心理的虐待（暴言や差別、拒否的態度、同居する家庭におけるDV等）を児童虐待と定義づけている。

●母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、又はこれに準ずる事情にある女子が、生活上様々な問題により子どもの養育が十分できない場合等に、居室を提供し、自立の促進のため、利用者に対する生活指導、就労指導、生活相談や子どもの学習指導を行う施設。

●女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

●ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の就業自立支援を図ることを目的として設立された機関で、ひとり親家庭の母等に対し、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供している（秋田県社会福祉会館5階に設置）。

●住民基本台帳の閲覧制限

D V被害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。

●法律扶助制度

国民の権利の平等な実現を図るために、日本司法支援センター（通称「法テラス」）が実施している制度で、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助するもの。収入と資産が基準以下であるなど、一定の条件を満たす場合に限る。

秋田県困難な問題を抱える女性への支援等の基本計画に関する策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)第

13条第1項の規定及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第2条の3の規定に基づき、「秋田県困難な問題を抱える女性への支援等の基本計画」を策定するに当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討する策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、秋田県困難な問題を抱える女性への支援等の基本計画の策定に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成するものとし、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長又は副委員長を含む6人以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 策定委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じる場合は、公開しないことができる。

2 委員長は、会議を非公開とする場合は、策定委員会に諮ってこれを決定する。

3 前項の規定により、会議を公開しないことを決定したときは、委員長はその理由を明らかにしなければならない。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、地域・家庭福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 施行期日 令和6年1月29日

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

秋田県困難な問題を抱える女性への支援等の基本計画に関する策定委員会
委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識者	米山 奈奈子	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻看護学講座
弁護士	原田 いづみ	秋田弁護士会
医師	田中 秀則	秋田県医師会
母子生活 支援施設	柴田 理	秋田県母子福祉協議会
民間代表	岡部 あゆみ	秋田県中央男女共同参画センター
民間代表	保坂 ひろみ	NPO法人秋田たすけあいネットあゆむ
民間代表	中鉢 美之	びーらぶ秋田
市町村代表	加藤 斉	秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課
労働局	丹 悟	秋田労働局職業安定部職業安定課
警察	小番 誠	秋田県警察本部生活安全部人身安全対策課

相談・通報先一覧

(令和6年4月1日現在)

●DV相談支援センター

	名称	郵便番号	住所	電話	備考
1	子ども・女性・障害者相談センター (女性相談支援センター)	010-0864	秋田市手形住吉町3-6	018-835-9052	DVホットライン 0120-783-251
2	北福祉事務所	018-5601	大館市十二所平内新田237-1	0186-52-3951	
	(鷹巣阿仁福祉環境部)	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1256	
3	山本福祉事務所	016-0815	能代市御指南町1-10	0185-55-8020	
4	中央福祉事務所	018-1402	潟上市昭和乱橋古開172-1	018-855-5175	
	(由利地域振興局福祉環境部)	015-0885	由利本荘市水林408	0184-22-4120	
5	南福祉事務所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-3294	
	(仙北地域振興局福祉環境部)	014-0062	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3403	
6	中央男女共同参画センター	010-0001	秋田市中通2-3-8 アトリオン6F	018-836-7846	毎月第2・第4土曜日の 午後は男性相談窓口開設

●警察本部・各警察署

	名称	郵便番号	住所	電話	備考
1	警察本部(県民安全相談センター)	010-0951	秋田市山王4-1-5	018-864-9110	または #9110
2	鹿角警察署	018-5201	鹿角市花輪字向畑100	0186-23-3321	
3	大館警察署	017-0864	大館市根下戸新町1-70	0186-42-4111	
4	北秋田警察署	018-3331	北秋田市鷹巣字下家下1	0186-62-1245	
5	能代警察署	016-0811	能代市日吉町1-24	0185-52-4311	
6	五城目警察署	018-1721	南秋田郡五城目町字七倉178-4	018-852-4100	
7	男鹿警察署	010-0511	男鹿市船川港船川字新浜町1-4	0185-23-2233	
8	秋田臨港警察署	011-0945	秋田市土崎港西三丁目1-8	018-845-0141	
9	秋田中央警察署	010-0875	秋田市千秋明德町1-9	018-835-1111	
10	秋田東警察署	010-1407	秋田市上北手百崎字内山60-2	018-825-5110	
11	由利本荘警察署	015-0817	由利本荘市中町27	0184-23-4111	
12	大仙警察署	014-0063	大仙市大曲日の出町一丁目1-30	0187-63-3355	
13	仙北警察署	014-0378	仙北市角館町西野川原34-6	0187-53-2111	
14	横手警察署	013-0043	横手市安田字越廻71	0182-32-2250	
15	湯沢警察署	012-0857	湯沢市千石町一丁目3-5	0183-73-2127	

●市町村における相談窓口

	名称	郵便番号	住所	電話	備考
1	秋田市子ども未来部子ども家庭センター	010-0976	秋田市八橋南一丁目8-3	018-827-6348	土曜・祝日は 018-887-5698
2	能代市市民福祉部子育て支援課	016-8501	能代市上町1-3	0185-89-2947	
3	横手市まちづくり推進部地域づくり支援課	013-036	横手市駅前町1-21	0182-35-2158	
4	大館市福祉部子ども課	017-8555	大館市字中城20	0186-49-0340	
5	男鹿市市民福祉部子育て健康課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9147	
6	湯沢市福祉保健部子ども未来課	012-0851	湯沢市佐竹町1-1	0183-78-0166	
7	鹿角市健康福祉部すこやか子育て課	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50	0186-30-0235	
8	由利本荘市健康福祉部こども未来課	015-8501	由利本荘市尾崎17	0184-24-6319	
9	潟上市福祉保健部社会福祉課	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5314	
10	大仙市こども未来部こども家庭センター	014-0027	大仙市大曲通町1-14	0187-63-1111	
11	北秋田市健康福祉部こども課	018-3392	北秋田市花園町19-1	0186-84-8778	
12	にかほ市市民福祉部こども家庭センター	018-0402	にかほ市平沢字八森31-1	0184-74-4045	
13	仙北市市民福祉部社会福祉課	014-0392	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2255	
14	小坂町福祉課	017-0292	小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3925	
15	上小阿仁村住民福祉課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222	
16	藤里町町民課	018-3201	藤里町藤琴字藤琴8	0185-79-2113	
17	三種町福祉課	018-2401	三種町鵜川字岩谷子8	0185-85-2190	
18	八峰町福祉保健課	018-2502	八峰町峰浜目名潟字目長田118	0185-76-4608	
19	五城目町健康福祉課	018-1792	五城目町西磯/目一丁目1-1	018-852-5128	
20	八郎潟町健康福祉課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5808	
21	井川町健康福祉課	018-1512	井川町北川尻字海老沢樋/口78-1	018-874-4417	
22	大潟村福祉保健課	010-0490	大潟村字中央1-1	0185-45-2114	
23	美郷町福祉保健課	019-1541	美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4907	
24	羽後町健康福祉課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111	
25	東成瀬村健康福祉課	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3410	

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村

における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重し

つつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相

談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて必要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離

婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事

項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図

画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、す

ることができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（令五法三〇・追加）

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項

についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（令五法三〇・追加）

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（令五法三〇・追加）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正

本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（令五法三〇・追加）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類
----------	-----------------	----------------

本文		を保管し、いつでも送達を受け るべき者に交付すべき旨の裁判 所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類 を保管し、いつでも送達を受け るべき者に交付すべき旨の裁判 所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電 磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二 項及び第二百三十 一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理 組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書 (期日又は期日外における手続の方式、内容及び 経過等の記録及び公証をするためにこの法律そ の他の法令の規定により裁判所書記官が作成す る電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調 書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子 調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第 一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された 電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第 二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項

	た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第三項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・令四法五二・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

（令四法五二・一部改正）

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつ	特定関係者又は特定関係者であつた者

	た者	
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援セ

ンター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄
(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝令和六年三月一日）

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）

第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五
法律五三）抄

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○秋田県男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号)

秋田県男女共同参画推進条例をここに公布する。

秋田県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本的施策（第七条―第十五条）

第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）

第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）

第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条―第二十三条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章 苦情の処理

(苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条

に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。
- 4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章 秋田県男女共同参画審議会

（審議会の設置及び所掌事務）

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十一条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

[以下省略（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正関係）]